

周防大島町告示第42号

平成18年第2回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成18年6月8日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成18年6月15日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君	伊東 梅芳君
土手 正喜君	平野 和生君
荒川 政義君	浜戸 信充君
杉山 藤雄君	神岡 光人君
田村 三郎君	伊藤 秀行君
平村 真成君	魚谷 洋一君
松井 岑雄君	黒田 壇豊君
広田 清晴君	魚原 満晴君
富田 安英君	木村 潔君
中本 博明君	平川 敏郎君
田中隆太郎君	小田 貞利君
尾元 武君	久保 雅己君
新山 玄雄君	

6月16日に応招した議員

6月23日に応招した議員

応招しなかった議員

平成18年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成18年6月15日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成18年6月15日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 平成17年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(平成17年度平成16年災油宇東防波堤災害復旧工事第2工区)
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について(平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦東地区汚水処理施設建設土木工事)
- 日程第8 報告第4号 専決処分の報告について(平成17年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事(西枝3工区))
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第1号 平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第2号 平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第3号 平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第4号 平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度周防大島町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第15 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例の一部改正)
- 日程第16 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第17 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町手数料徴収条例の一部改正)

- 日程第18 議案第9号 周防大島町名誉町民条例の制定について
- 日程第19 議案第10号 周防大島町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第11号 周防大島町久賀ふるさと館設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第12号 周防大島町立老人憩の家条例の廃止について
- 日程第22 議案第13号 周防大島町総合計画策定審議会条例の一部改正について
- 日程第23 議案第14号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第24 議案第15号 周防大島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第25 議案第16号 周防大島町市民農園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第17号 周防大島町商工業者特別融資に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第18号 周防大島町コミュニティ施設設置条例の全部改正について
- 日程第28 議案第19号 周防大島町立ウインドパークの設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第29 議案第20号 竜崎温泉潮風の湯設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第30 議案第21号 周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について
- 日程第31 議案第22号 周防大島町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第32 議案第23号 町営土地改良事業の変更について
- 日程第33 議案第24号 大島斎場建設用地造成工事の請負変更契約の締結について
- 日程第34 議案第25号 大島斎場建設火葬炉設備設置工事の請負契約の締結について
- 日程第35 議案第26号 周防大島町東和庁舎及び星野哲郎記念館建設工事（建築工事）の請負契約の締結について
- 日程第36 議案第27号 デイサービスセンター文珠苑の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第28号 デイサービスセンター高塔苑の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第29号 デイサービスセンター油田苑の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第30号 デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第31号 デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第32号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第33号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第34号 デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第35号 東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

- 日程第45 議案第36号 屋代山泉センターの指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第37号 神領コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第38号 小松コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第39号 安高地区農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第40号 正分地区農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第41号 鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告並びに議案説明
- 日程第 5 報告第 1号 平成 17 年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第 6 報告第 2号 専決処分の報告について（平成 17 年度平成 16 年災油宇東防波堤災害復旧工事第 2 工区）
- 日程第 7 報告第 3号 専決処分の報告について（平成 17 年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦東地区汚水処理施設建設土木工事）
- 日程第 8 報告第 4号 専決処分の報告について（平成 17 年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事（西枝 3 工区））
- 日程第 9 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第 1号 平成 18 年度周防大島町一般会計補正予算（第 1号）について
- 日程第11 議案第 2号 平成 18 年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第 1号）について
- 日程第12 議案第 3号 平成 18 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1号）について
- 日程第13 議案第 4号 平成 18 年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1号）について
- 日程第14 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成 17 年度周防大島町一般会計補正予算（第 8号））
- 日程第15 議案第 6号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）
- 日程第16 議案第 7号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）

- 日程第17 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町手数料徴収条例の一部改正）
- 日程第18 議案第9号 周防大島町名誉町民条例の制定について
- 日程第19 議案第10号 周防大島町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第11号 周防大島町久賀ふるさと館設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第12号 周防大島町立老人憩の家条例の廃止について
- 日程第22 議案第13号 周防大島町総合計画策定審議会条例の一部改正について
- 日程第23 議案第14号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第24 議案第15号 周防大島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第25 議案第16号 周防大島町市民農園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第17号 周防大島町商工業者特別融資に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第18号 周防大島町コミュニティ施設設置条例の全部改正について
- 日程第28 議案第19号 周防大島町立ウインドパークの設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第29 議案第20号 竜崎温泉潮風の湯設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第30 議案第21号 周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について
- 日程第31 議案第22号 周防大島町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第32 議案第23号 町営土地改良事業の変更について
- 日程第33 議案第24号 大島斎場建設用地造成工事の請負変更契約の締結について
- 日程第34 議案第25号 大島斎場建設火葬炉設備設置工事の請負契約の締結について
- 日程第35 議案第26号 周防大島町東和庁舎及び星野哲郎記念館建設工事（建築工事）の請負契約の締結について

出席議員（25名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 安本 貞敏君 | 2番 伊東 梅芳君 |
| 3番 土手 正喜君 | 4番 平野 和生君 |
| 5番 荒川 政義君 | 6番 浜戸 信充君 |
| 7番 杉山 藤雄君 | 8番 神岡 光人君 |
| 9番 田村 三郎君 | 10番 伊藤 秀行君 |
| 12番 平村 真成君 | 13番 魚谷 洋一君 |
| 14番 松井 岑雄君 | 15番 黒田 壇豊君 |

16番 広田 清晴君	17番 魚原 満晴君
18番 富田 安英君	19番 木村 潔君
20番 中本 博明君	21番 平川 敏郎君
22番 田中隆太郎君	23番 小田 貞利君
24番 尾元 武君	25番 久保 雅己君
26番 新山 玄雄君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君	議事課長 木元 真琴君
書 記 河井 敏博君	書 記 平田富久代君
書 記 藤本万亀子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	村田 雅典君
総務課長	吉田 芳春君	財政課長	奈良元正昭君
健康福祉部長	馬野 正文君	産業建設部長	岡村 春雄君
環境生活部長	村田 章文君	政策企画課長	中野 守雄君
税務課長	橋本 澄夫君	契約監理課長	平田 好男君
商工観光課長	中原 忍君	久賀総合支所長	野口 菊義君
大島総合支所長	山本 治君	東和総合支所長	鍵本 一和君
橘総合支所長	中河 美昭君	教育次長	布村 和男君
公営企業局総務部長 ...	河村 常和君		

午前9時30分開会

議長（新山 玄雄君） ただいまから、平成18年第2回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番、荒川政義議員、6番、浜戸信充議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る6月9日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から6月23日までの9日間といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から6月23日までの9日間とすることに決しました。

日程第3．諸般の報告

議長（新山 玄雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告でございます。本年3月以降、本日までに議会に提出されております文書について御報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査3月、4月、5月実施分と定期監査3月、4月、5月実施分の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、陳情・要望について受理いたしましたものは、お手元の文書表のとおり、受理番号15号から21号までの7件であります。既に御通知いたしておりますとおり、処理については議会運営委員会にお諮りいただき、受理番号20号以外は議員配布として、既に皆様方にお届けいたしております。なお、20号要望につきましては、総務委員会所管事項として預け、議員発議案として検討・協議願うこととしております。なお21号について正式に受理いたしましたので、お手元に配布いたしております。

続いて、系統議長会関係について。

まず、山口県町村議会議長会について、3月27日に臨時会が開催され、長年使用されてきま

した山口県町村議会議長会の呼称から「村」が取り除かれ、「山口県町議会議長会」と改正されるとともに、会長でありました美和町議会議長が岩国市議会へと移行されましたので、会長不在となり、後任の選挙が行われ、平生町議会の議長さんが就任されました。

また、諸般の報告にてその都度報告をしまいましたが、4月1日より9町による存続運営とし、さらに効率的事務運営を目指し、市長会と町村会、そして議長会の事務局を統合し、山口県市町総合事務局として自治会会館内に開設されました。その事務局体制などについて、別紙、お手元に配布いたしております。議員各位におかれましては、御理解を賜りまして、今後なお一層御協力をお願い申し上げます。

議長会開催による議員実務研修会が8月18日に山口市で開催される予定ですが、この件については今定例会において議員派遣の御議決をいただくこととしております。

次に、山口県離党振興町村議長会について、本年度の行政視察研修は県内の萩市見島の離党行政の現状について、視察・研修を行うことになりました。日程は7月27日から28日を予定しております。

続いて、柳井地区広域市町議会議長会関係では、定期総会が5月29日に開催され、本年度の合同研修会の日程について協議がなされ、7月14日に実施することとなりました。全員参加を切望するところであります。今定例会において、議員派遣の件についてお諮りする予定としております。

また、町人会関係につきまして、5月20日に旧大島町の東京大島町人会が、「東京大島ふるさと会」と改名をしての第1回の総会が開かれ、荒川議員さんに御出席をいただきました。新たな組織のもとで、荒川議員さんには最新情報をお届けいただくとともに、さらなる懇親を深められたことと存じます。大役、御苦労さまでございました。

また、昨年2月に新たに発足いたしました周防大島広島町人会が、来月7月23日日曜日に開催されます。その出席につきまして、予算の関係上、議員9名の出席をお願いいたしたいと考えております。議員派遣の件について御議決いただくこととなりますので、今期中に参加調整方よろしくお願いいたします。

最後になりますが、昨日、山口県教育委員会の片山教育次長ほか2名が、安下庄高校と久賀高校の再編整備に関しての経緯について説明に来られました。その整備案については、お手元に配布いたしておりますが、これは地元の意見を十分に拝聴し、検討を重ねているということでございました。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告並びに議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長より行政報告並びに議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） おはようございます。平成18年第2回周防大島町議会定例会を召集いたしましたところ、議員各位におかれましては、多忙な折にもかかわらず御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

それでは、本定例会に提案をいたしております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号は、平成17年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、平成17年度の繰越明許費繰越計算書を調製をし、報告をするものでございます。

報告第2号は、専決処分の報告についてであります。平成17年度、平成16年度災油宇東防波堤災害復旧工事第2工区において、議会の委任による専決処分の指定の範囲内における工事請負変更契約を、専決処分により締結いたしましたので報告するものです。

報告第3号も専決処分の報告についてであります。平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦東地区汚染水施設建設土木工事について、議会の委任による専決処分の指定の範囲内における工事請負変更契約を、専決処分により締結いたしましたので報告をするものであります。

報告第4号、同じく専決処分の締結についてであります。平成17年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事西枝3工区について、議会の委任による専決処分の指定の範囲内における工事請負変更契約を、専決処分により締結いたしましたので報告をするものであります。

諮問第1号は、来る平成18年9月30日に任期満了となります人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の御意見を求めるものであります。

議案第1号は、平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,139万円を追加をし、歳入歳出総額をそれぞれ161億1,939万円とするものであります。

議案第2号は、平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,781万4,000円を追加をし、歳入歳出総額をそれぞれ50億7,473万9,000円とするものであります。

議案第3号は、平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ570万円を追加をし、歳入歳出総額をそれぞれ5億3,555万7,000円とするものであります。

議案第4号は、平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につい

てであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,030万円を追加をし、歳入歳出総額をそれぞれ4,803万円とするものであります。

議案第5号から議案第8号までの専決処分の承認を求める案件については、議会を召集するいとまがありませんでしたので、議案書のとおり専決処分を行い、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第5号は、平成17年度周防大島町一般会計補正予算(第8号)についてであります。地方債の確定に伴いまして、予算の総額を変更することなく、財源の調整を専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第6号は、周防大島町税条例の一部改正についてであります。地方税法等の一部改正が3月27日に可決・成立をし、関連する政令等が3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認を求めるものであります。

議案第7号は、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。議案第6号と同様に、4月1日から施行されることに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認を求めるものであります。

議案第8号は、周防大島町手数料徴収条例の一部改正についてであります。石綿による健康被害の救済に関する法律が3月27日に施行されることに伴い、市町村条例で定めることにより、戸籍に関する記載事項の証明手数料を無料にするため、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第9号は、周防大島町名誉町民条例の制定についてであります。合併前に三つの町に制定されておりました、名誉町民条例について、このたび周防大島町の条例として新たに整備するものであります。

議案第10号は、周防大島町障害者自立支援審議会の委員の定数等を定める条例の制定についてであります。障害者自立支援法の施行に伴い、市町村においては法に基づき自立支援審査会の委員の定数等を定めることになっております。このたび条例を制定し整備をするものでございます。

議案第11号は、周防大島町久賀ふるさと館設置及び管理に関する条例の制定についてであります。久賀ふるさと館は、現在、町直営で運営をしておりますが、将来、指定管理者制度を導入する可能性もあり、このたび条例を制定するものであります。

議案第12号は、周防大島町立老人憩いの家条例の廃止についてであります。老人憩いの家は、合併前にも4町それぞれ設置をされておりましたが、条例が整備をされていたのは、旧橘町のみでありました。管理運営については、もともと地元が管理をしているのが実態であり、このたび

地元管理へ移行するため条例を廃止するものであります。

議案第 13 号は、周防大島町総合計画策定審議会条例の一部改正についてであります。本年 4 月の機構改革に伴い、課を廃止をし課名を改称したことによりまして、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 14 号は、周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。公の指定管理者制度を導入するに当たり、指定管理者選定委員会を設置をし、委員報酬の支払いをするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 15 号は、周防大島町介護保険条例の一部改正についてであります。介護保険法の規定に基づき、介護保険料の減免についての規定を追加をするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 16 号は、周防大島町市民農園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。市民農園の使用料について、共同施設の使用にかかわる部分の使用料を新設するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 17 号は、周防大島町商工業者特定融資に関する条例の一部改正についてであります。国の融資制度にかかわる抜本的な見直しに伴い、保証料率を初めとして制度の全面的な改正がなされることになり、本町の条例の一部を改正するものでございます。

議案第 18 号は、周防大島町コミュニティ施設設置条例の全部改正についてでございます。公の施設を指定管理者制度に移行するに当たっては、公の施設としての条例整備が必要なことから、今まで条例になかった施設を加えまして、条例を全部改正しようとするものでございます。

議案第 19 号は、周防大島町立ウインドパークの設置及び管理に関する条例の全部改正についてであります。ウインドパークの管理運営については、現在、町直営で運営をしておりますが、将来、指定管理者制度を導入する可能性もあり、このたび条例を全部改正するものであります。

議案第 20 号は、竜崎温泉潮風の湯設置及び管理条例の全部改正についてであります。竜崎温泉潮風の湯の管理運営については、現在、町直営で運営をしておりますが、将来、指定管理者制度を導入する可能性もあり、このたび条例を全部改正するものであります。

議案第 21 号は、周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更についてであります。本計画の事業内容について、事業追加をし、計画変更をするものであります。

議案第 22 号は、周防大島町辺地総合整備計画の変更についてであります。整備計画書の内容に、整備理由と整備計画を追加をし、計画変更をするものであります。

議案第 23 号は、町営土地改良事業の変更についてであります。町営土地改良事業の内容に、事業費の変更が生じたので、計画変更するものでございます。

議案第 24 号は、大島斎場建設用地造成工事の請負変更契約の締結についてであります。この

工事は、ユタカ工業株式会社と契約をし、工事を進めておりましたが、このたび施工方法の変更により原契約を減額をし、工事請負変更契約を締結するため、議会の議決をお願いをするものでございます。

議案第25号は、大島斎場建設火葬炉設備設置工事の請負契約の締結についてであります。この工事については、火葬炉という特殊な工事であり、旧大島町で既に業者選定をしておりましたので、富山県の株式会社宮本工業所と随意契約を締結いたしたく、議会の議決をお願いするものであります。

議案第26号は、周防大島町東和庁舎及び星野哲郎記念館建設工事（建築工事）の請負契約の締結についてであります。指名競争入札の結果、井森工業・白木産業特定建設工事共同企業体が落札をいたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。なお、この競争入札は本町初の郵便入札制度を採用いたしました。

議案第27号から議案第41号までは、本町の一部の公の施設について、指名管理者を指定をし、運用を開始しようとするものであり、このたびは現在、管理をしておる団体等を非公募により指定管理者に指定するものであります。

議案第27号は、デイサービスセンター文珠苑の指定管理者の指定について。

議案第28号は、デイサービスセンター高塔苑の指定管理者の指定について。

議案第29号は、デイサービスセンター油田苑の指定管理者の指定について。

議案第30号は、デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について。

議案第31号は、デイサービスセンター「しらとり苑」の指定管理者の指定について。

議案第32号は、周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について。

議案第33号は、周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について。

議案第34号は、デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について。

議案第35号は、東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

議案第36号は、屋代山泉センターの指定管理者の指定について。

議案第37号は、神領コミュニティーセンターの指定管理者の指定について。

議案第38号は、小松コミュニティーセンターの指定管理者の指定について。

議案第39号は、安高地区農事集会所の指定管理者の指定について。

議案第40号は、正分地区農事集会所の指定管理者の指定について。

議案第41号は、鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について。

以上が、本日提案をいたしている議案等でございます。

この際、行政報告を申し上げます。

まず、米軍の岩国基地再編問題についてでございますが、5月1日に開催をされました日米安全保障委員会ツー・プラス・ツーで合意をされました、岩国飛行場関連部分について、5月12日に坂本広島防衛施設局長から、また5月17日には北原防衛施設庁長官から概要説明を受けたところであります。合意内容は、厚木飛行場の空母艦載機部隊59機の岩国移駐、岩国飛行場の海上自衛隊航空機17機の厚木移駐、普天間飛行場の空中給油機12機の岩国移駐、岩国飛行場ヘリコプター8機のグアム移駐、将来の民間空港の施設の一部が岩国飛行場内に置かれるという内容でありました。

厚木飛行場から岩国移駐の時期については、訓練区域及び岩国レーダー侵入官制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。海兵隊ヘリについては、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移駐する際に、岩国飛行場からグアムに移駐するというものであります。

なお、政府は6月30日に在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組みについて、閣議決定されたところであります。詳細につきましては、本日の本会議終了後に全員協議会を開催をさせていただきます、広島防衛施設局からの説明をお願いしているところでございます。

次に、先般発生をいたしました財団法人周防大島町久賀の生涯学習振興財団の横領事件のその後の状況について、報告をいたします。

事件の経緯につきましては、4月28日の議会全員協議会において、財団側より説明を行ったとおりでございます。事件発覚後、本人への被害額全額の返済を求めましたが、一括返済は困難ということで、議会全員協議会の時点では、本人からの返済がないこと及び財団の債務につきましましては、財団理事の皆様を中心に一丸となって弁済に当たることで一致をし、その方向で解決を図ることといたしました。

その方針に従いまして、関係者や理事の皆様から提供いただきました資金を担保として、金融機関に供し、その担保設定によりまして本人が金融機関から借入れを起し、財団への返済に充てるという弁済方法をとったわけでございます。

5月19日に借入れを行い、5月23日までに支払いをすべて完了したとの報告を受けております。

なお5月からは、本人から月々5万円以上の返済が行われる契約となっておりますが、第1回目の5月分は予定どおり返済が行われたことを確認しております。

次に、刑事告訴についてであります。議会全員協議会の終了した当日午後、大島警察署に告訴を行うことで、財団副理事長と事務局長が相談に上がりました。その後、民事と刑事告訴は別物ということで、警察署の指導を仰ぎながら、改めて証拠資料等の作成を行い、慎重に事実関係を整理をしまして、6月8日に告訴状を大島警察署に提出をし、受理をされたところでございます。

また、本事件にかかわる財団職員の処分についてであります。財団職員の2名については戒告処分、事務局長については訓告処分に付したとの報告を受けております。

以上、周防大島町久賀生涯学習振興財団にかかわる事件につきましての御報告といたします。

最後に、町が出資をしております財団法人山口県大島郡国際文化協会、社団法人東和ふるさとセンター、有限会社サザンセットとうわの経営状況を説明する書類として、理事会または総会の資料をお手元にお配りしておりますので、御高覧のほどよろしくお願いをいたします。

以上のとおり、概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いをいたしまして終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5．報告第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第5、報告第1号平成17年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について、執行部の報告を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは、報告第1号平成17年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について、御説明をいたします。

去る3月の第1回定例議会におきまして、平成17年度各会計の繰越明許費に係る議決を賜り、歳出予算の経費を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調整しこれを報告するものであります。

まず、一般会計では6億945万5,000円に対し5億650万2,000円、下水道事業特別会計では6,136万5,000円に対し6,127万8,000円、農業集落排水事業特別会計におきましては2億4,485万6,000円に対し2億3,739万6,000円をそれぞれ繰り越しました。

その事業及び財源等詳細につきましては、別冊の議案つづりになりますけれども、3ページから7ページまでの報告書のとおりであります。御高覧いただきますようお願いをいたしまして、報告とさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第6．報告第2号

日程第7．報告第3号

日程第8．報告第4号

議長（新山 玄雄君） 日程第6、報告第2号から日程第8、報告第4号までの専決処分の報告

について、一括して執行の報告を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは、報告第 2 号について御説明をいたします。

報告第 2 号は、平成 17 年度、平成 16 年災油宇東防波堤災害復旧工事第 2 工区について、本工事の第 1 工区と同一の業者が落札をしたため、経費の調整を行った結果、現契約から 162 万 5,450 円を減額した 6,294 万 8,550 円とする請負変更契約を地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、指定された専決処分事項により専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

次に、報告第 3 号は、平成 17 年度農業集落排水事業資源循環統合補助事業沖浦東地区污水处理施設建設土木工事について、工事変更に伴いまして現契約に 106 万 5,750 円を増額した 1 億 2,526 万 5,000 円とする請負変更契約を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、指定された専決処分事項により専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

次に、報告第 4 号は、平成 17 年度特定環境保全公共下水道事業管路西枝 3 工区について、本年 3 月議会におきまして附帯工事の追加により 6,528 万 600 円とする請負変更契約について専決処分の報告を差し上げたところでありますが、このたびさらに管路延長の変更及び水道仮設工追加等に伴いまして、現契約に 199 万 9,200 円を増額した 6,727 万 9,800 円とする請負変更契約を地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、指定された専決処分事項により専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第 9 . 諮問第 1 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 9、諮問第 1 号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） 本諮問につきましての補足説明を申し上げます。

現人権擁護委員の中元みどり氏は、平成 18 年 9 月 30 日をもちまして任期が満了となりますが、人格識見ともに高く、広く地域において活躍をされておられます。人権擁護委員についても深く御理解を示されておられます。

私といたしましては、同氏に引き続き人権擁護委員に推薦をしたいというふうに思っておりますので、議会の御同意をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第 1 号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、

中元みどりさんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は、中元みどりさんを適任とすることに決定しました。

日程第10・議案第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第10、議案第1号平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは、議案第1号平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。

別冊の議案つづりの9ページをお開き願います。今回の補正は、第1条のとおり既定の歳入歳出予算の総額に1億3,139万円を追加し、予算の総額を161億1,939万円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものであります。

その詳細につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

19ページをお開き願います。歳入につきましては、13款国庫支出金におきまして1項国庫負担金では、平成17年度漁港施設災害復旧費負担金のうち、施越しとなりました8,163万4,000円の計上、及び4月10日から11日にかけての大雨による公共土木施設災害復旧に係る負担金として2,093万7,000円の追加計上であります。

2項の国庫補助金は、障害者自立支援法の施行に伴いまして、障害者についても介護保険と同様に認定審査を行うこととなり、これに要する経費の2分の1が交付されるものであり85万7,000円の計上であります。

14款の県支出金2項県補助金は、安下地区のがけ崩れ災害緊急対策事業補助金182万円の追加及び不登校児童生徒支援事業補助金24万8,000円の減額であります。

次に20ページであります。3項の県委託金は、片添ヶ浜海浜公園の平成17年度事業の完成により、面積が増加したことによる指定管理料の増額であります。

20款の町債は、安下地区のがけ崩れ災害緊急対策事業に係る自然災害防止事業債、平成17年度漁港施設災害復旧費の施越し分及び現年道路橋梁災害復旧に係る災害復旧事業債の追加補正であります。

次に、歳出についてであります。

21ページであります。2款の総務費1項総務管理費では、5目財産管理費において、財政調整基金へ7,353万1,000円を積み立てることとし、6目の企画費では、公募による指定

管理者の選定に係る委員報酬を52万5,000円を追加しております。委員は、学識経験者等5名以内を予定しております。

3款の民生費では、自立支援事業において障害者自立支援法の施行に伴いまして、介護保険と同様に認定審査を実施する経費といたしまして、審査会委員報酬、医師の意見書作成手数料、認定審査専用のパソコン購入等合わせて171万7,000円の追加計上であります。

22ページであります。3目の老人福祉費の老人福祉事業におきましては、高齢者生活福祉センター「しらとり苑」及び和田苑を9月から指定管理者制度へ移行することに伴い、委託料から指定管理料への組みかえであります。

4款衛生費では、保健師の育児休暇等による補充に要する賃金130万4,000円の計上であります。

5款の農林水産業費3項水産業費は、港整備交付金事業において三浦漁港の事業見直しに伴い、詳細設計を実施するための工事請負費から測量設計委託料への組みかえであります。

23ページになりますが、6款の商工費、公園等管理経費109万円の追加は、片添ヶ浜海浜公園の平成17年度事業完成により面積が増加したことによる指定管理料の増額分を委託料として追加するものであります。

7款の土木費2項道路橋梁費の道路新設改良事業は150万円の追加補正であります。町道上浜線においてボウリング調査を実施するため、工事請負費から測量委託料へ480万円の組みかえを行うとともに、町道江ノ口立石線の用地測量、土地購入費、物件補償費を追加するものであります。

次に24ページであります。3項の河川費は安下地区のがけ崩れ災害緊急対策事業に係る工事請負費の増額補正であります。

9款教育費におきましては、1項教育総務費の児童生徒人間関係づくり実践モデル事業を、県教育委員会が直接実施することとなりましたので、全額減額するものであります。

また3項の中学校費において、現在着任しております英語指導助手が7月で帰国することとなりましたので、後任のALT確保について民間業者へ委託することとし、その経費の組みかえであります。

26ページであります。4項の社会教育費は、東和総合センターのエアコンの修繕費47万3,000円の追加であります。

10款の災害復旧費は、1項公共土木施設災害復旧において、現年度道路橋梁単独災害復旧事業900万円、現年度道路橋梁補助災害復旧事業3,269万8,000円、災害応急復旧事業410万円、2項で農林水産業施設災害復旧費において、災害応急復旧事業170万円をそれぞれ計上し、4月10日から11日にかけての大雨による災害の早期復旧に努めるものであります。

なお、崩土取り除き等緊急を要するものにつきましては、予備費を充当し対応をさせていただきます。

12款の諸支出金は、老人保健事業特別会計へ2,000円、農業集落排水事業特別会計へ30万円、漁業集落排水事業特別会計へ60万円を繰り出すこととしております。

以上が、議案第1号平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) まず1点は、21ページ、企画費財政調整一般経費、政策調整経費、一般経費報酬、指定管理者選定委員について質疑を行います。

先ほど部長からの説明によると5名以内ということで、委員の選定について人数については報告がありました。実際的に今回52万5,000円を報酬として組む場合、5人分として公募対象とする場所が当然特定されているから、こういう組み方になったというふうに考えております。ですから、公募箇所について明らかにするよう求めておきたいというふうに思います。

それとあわせて、指定管理それぞれ単独でやるのかどうかは別にして、私の今危惧しているのは、一つは今のままいくとよいとこどりと、平たい言葉で言うとよいとこどりという結果につながらないかという点が1点です。これは危惧です。

それともう一つは、指定管理に出す前に、例えば直営でやった今の町職員の要員状況から言えば、直営でやった方がよりよい部分もあるのではないかという、私の基本的考え方があります。今から先、この補正が通って、それぞれ議論がされるというふうに考えますが、その点で執行部はどのように考えておられるのか報告を求めたいというふうに思います。

2点目、同じく21ページですが、自立支援法にかかわる法改正にかかわる町負担分ではありますが、実際的に今、多くの障害者の方々が混乱並びに負担増ということで、ずんずん困っているという実態が明らかになっております。

先ほど部長さんが言われたように、介護保険法と同様のという言い方をされました。介護保険法と同様に、かなり私は困難が自立支援によって障害者の皆さん方が、自立支援という名前とは逆に、ずんずん大変になっている。これは施設も、そしてまた利用料等についても大変な状況が出てくるというふうに考えております。

その点で、今回審査手数料の単価等についても、新たな事業の出発ですから報告を求めておきたい。流れです。審査会の流れ等を含めて、補正の中で報告を求めておきたいというふうに思います。

次に22ページ、今回これは非公募ということで、それぞれやられるそうであります。非公募、

いわゆる単独指定といいますが、そういう格好で、今までの高齢者生活センター和田苑、そして「しらとり苑」、それぞれやられる予定かと思いますが、そろそろ例えば指定管理について、あり方として基本的に今後非公募、公募のあり方の問題として、町として非公募にする場合はこういう方向でやっていく、それはどういう理由から。公募の場合はこういうやり方、それを基本的な流れを既につくっておられるのかどうなのか。それは執行部の見解として聞いておきたいというふうに思います。

次に22ページですが、漁港整備交付金事業、これは三蒲漁港の詳細設計のための節区分の変更ということですが、実際的に当初計画と変更後の予算的な金額的なもの、また事業費のパーセントでどういうふうに見通しているのか、担当部の方に聞いておきたいというふうに思います。

次に商工費ですが、これは県から委託されている指定管理料の増ということですが、実際的に今回、面積の増ということですが、指定管理を受ける部分の面積増について、何平米ぐらい増で実際的にどういう要素、管理の要素、どういう施設が加わって変更になるのかという点も、報告を求めておきたいというふうに思います。

次に23ページ、道路新設改良であります。これは旧大島町時代からの懸案の道路改良部分ですが、今回工事費を減額して測量というふうに入っておりますが、具体的にどういう格好で出てきておるのか。実際的に当初、私どもが聞いておったのは、遅くとも19年度ぐらいには完成を目指して頑張っていくというのが、執行部の見解ではなかったかというふうに考えております。その点で、新たな難問が出たとしたら、どういうための測量なのか聞いておきたい。それとまた、今後の流れについて聞いておきたいというふうに思います。

次に、教育委員会関係で25ページ、聞いておきたいというふうに思いますのが、今回、外国青年英語指導事業、これが今までの方が帰られるということで、民間業者をお願いすると、補正が通ったらお願いするということですが、基本的な部分、今までいろんな地域がそれぞれ頼んでおられる民間業者なのか、どこなのか。また、それ等はどこの業者さんをお願いしようとするのかについて、聞いておきたいというふうに思います。

26ページ、東和センターの管理運営でエアコンということが出てきております。これは私、記憶違いじゃたらいけません、ちょっとこれは久賀の方がおられるのかどうか分かりませんが、実はこれまでも久賀の町民センターのエアコンが、長い間故障して困っているという声を執行部は聞いておられるのかどうなのか。実際的に今まで新年度予算等を見ても、上がってきてないというふうに私は聞いておるんですが、それを飛び越えて、飛び越えてちゅう表現はちょっとおかしいかも分かりませんが、実際的にそっちが上がってきた経緯について、わかる範囲でちょっと報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） まず、指定管理者の関係の選定委員会の関係の御質問がございました。これにつきまして、御答弁申し上げます。

補足説明の段階で5名以内を予定しておるといってお話をしました。この52万5,000円でございますが、委員さんの報酬を5,000円ということで基本にしております。そして、5人以内ということで、一応5人。1回で当然、選定委員会が済むとは思われませんので3回程度ということ。それから、箇所数については今現在7カ所程度を想定しております。したがって5,000円掛ける5人の3回の7カ所ということで52万5,000円を補正をお願いしようということでございます。

また、直営にした方がいいというような施設も当然ございます。これらにつきましては、部長会議等において、どういった対応していくかを詰めてまいっております。そういった形で今現在流れてきております。最終的に、指定管理者にした方がいいというような施設につきましては、9月の議会等でお示しをして、これから公募というような流れになろうかと思っております。

それから、公募に対する流れということについても、当然、部長会議の中でしっかりと内容を詰めてきておる状況であります。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 障害者自立支援の関係であります。一応、流れということでありましたが、介護保険と同じような流れになりまして、申請者から申請書が出てきましたら、調査員が調査をし、医師の意見書と合わせて審査会へかけるということになります。

今回、認定調査の調査員ですが、今回、後ほど条例の制定について提案しておりますが、居宅サービスを現在受ける方が32名おられます。この方については、もう9月までには認定を済ませなければいけないということです。

施設サービスにつきましては、これは90名いるわけですが、施設が自立支援法の認可を受けた段階で審査をするということになります。この経過措置が5年間ありますので、施設につきましてはいつ出てくるかというのがよくわからないんですが、とりあえずは居宅サービスの32名が出てくると思います。

ですから、とりあえず認定調査につきましては、このたびは職員が調査員としてやっていきたいというふうに思っております。意見審査会で審査をいただきまして、障害程度区分を判定をして、サービスの利用ができるというような流れになっております。

今回、報酬を計上しております。それもまた後ほど出てきますが、介護保険を同じような審査会の流れということもありますが、このたびは障害者ということで、身体・知的・精神というこ

とで、大変分野が広いということではありますが、県内の市町を見てみますと、介護保険と同じ報酬をすべてやるということになっておりますので、今回、本町も介護保険と同じ報酬額で設定をしております。

それと、医師の意見書につきましても、現在、県内の市町とも介護保険と同じ作成委託料ということで決めておりますので、本町も介護保険と同じ委託料で進めていきたいというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 私の方からは3点ほどお答えをいたします。

初めに、22ページになりますが、港整備交付金の事業計画見直しによる事業費の比較ということでございますが、三蒲につきましては、当初計画でございますが、6億7,800万円でございます。変更計画によりまして5億6,200万円となる予定でございます。したがって1億1,600万円の減額予定でございます。

続きまして23ページの公園でございますが、この面積増、これはこういった施設かということでございますが、この本公園施設にかかわる県指定管理料につきましては、社団法人東和ふるさとセンターと契約をしております。したがって、当初契約額の2,902万2,000円に今回の補正額の109万円、これを増額いたしまして、県指定管理料と同額の3,011万2,000円にて変更契約の予定でございます。

新規供用開始面積の増加部分でございますが、遊湯ランドの山側の張り芝部分、これが1,305平米でございます。それと遊湯ランドの西側になりますが、庭がございます。それとハーブ園、園路、この3カ所で7,655平米になります。合わせて8,960平米の増額部分の面積でございます。

それと23ページの道路新設改良の測量費でございますが、こういったための測量費か。これは地質調査でございますが、これは上浜線が対象でございます。上浜線は軟弱地盤ということが推測されております。当初は、近隣の地質調査、これを参考にしておりましたが、この近隣の地質調査と申しますのは、県のバイパス時のデータでございますので、かなり距離が離れておりました。離れ過ぎておりますのと、起債の充当見通しがついたということで、詳細にボーリングをしなければならない、した方がいいということで、調査をするものでございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） それではお答えをいたしますが、1点目の英語指導助手の民間委託でございますが、この辺では柳井教育委員会でこの民間委託を行っております。そことよく相談しながら行ったわけでございますが、業者につきましては、広島市にある株式会社インターラッ

ク社というところに委託の契約のお願いをしております。

もう一点の久賀町民センターのエアコンの修理でございますが、17年度に応急処置的な使えるような処置については行っておりますが、御承知のように御指摘のように、あそこも大変古い施設でございますので、エアコンについても全面的な改修が望ましいわけですが、大変な財源が必要であるというふうに思っております。これからの課題だというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 再答弁を求めたいのは、一つは部長会議等で町直営についても、どの部分がいいのか悪いのかというのも考えていかれるそうではありますが、基本的な公募についての基本的な考え方。例えば、福祉施設で住民に事業価値のある部分については、より好ましいのが既存の社会福祉協議会なり、またそういう部分だというふうに私は基本的には考えますが、その場合でも一定程度の方向性がなければ、私はいろんな部分でずれが出てくるのではないかとこのように考えるわけです。その点で、非公募、公募の基本的な方向性について、既に考えておるのかどうなのか。今後、例えばその都度、例えばきょうこの後、出てきますが、単独してる部分が、それぞれ出てきますが、実際的にその都度出していくという考え方なのかどうなのか、再度聞いておきたいというふうに思います。

今のもう一点は、指定管理についてであります。今、大体考えているのが7カ所程度という言い方だったと思うんですが、それは既に7カ所として特定しておるのかどうなのか。今段階では、まだ特定してない状況なのかどうなのかについて、聞いておきたいというふうに思います。

それともう一点は、23ページの道路新設改良事業部分で、中身については先ほど部長の方から答弁がありました。先ほど私が質問した後段部分では、当初言われておった19年度ごろ完成という方向が困難、改めて調査をし始めて結果を見るということになれば、かなり困難性が出てくる可能性が逆に大きくなってきているのではないかとこのように危惧しているという質問の仕方をしましたが、実際的にどのように、当然今からおくれないように地質調査もするし、あれだと思いますが、どういう見通しなのか、若干聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 2点ほど指定管理者の関係について御質問がございました。まず、部長会議等で検討はしておりますということでございますが、基本的な考え方、当然、施設ごとにそれぞれの設置の経緯、もろもろ全部違います。そのあたりを十分考慮して、どういった対応をしていったらいいかというのを基本的に施設ごとに考えていくということが、基本になるかどうかと思います。

それから、先ほど私が答弁いたしました7カ所程度ということでございますが、一応、公募するということの施設については7カ所、既に固まっております。例えば、久賀の歴史民族資料館、

長州文化伝承の館、長州文化に薫る里公園、これを一つにまとめて1件、あるいはサン・スポーツランド片添、片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び青少年旅行村で1件とか、陸奥野営場、陸奥記念館及びなぎさ水族館で1件とかというような形で、およそ七つのものに固めております。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 上浜線の進捗状況でございますが、上浜線道路改良につきましては、当初計画19年度完成を目指して施工しておりますけれども、先ほど申しましたように、軟弱地盤ということが想定されておりますので、このボウリングの結果によりまして、どのような工法でいくかということもありますし、慎重に対応しなければいけないところがございます。このボウリング結果によりまして、事業費がかさむということも考えられますし、周囲に影響がないように施工するためにはどうすればいいかということがありますので、なるべく予定どおりの進捗を進めてまいりますけれども、その辺を加味して検討していきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

なお、討論・採決は最終日といたします。

暫時休憩をいたします。15分間休憩をいたします。11時からいたします。

午前10時43分休憩

.....
午前11時00分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開をいたします。

日程第11．議案第2号

日程第12．議案第3号

日程第13．議案第4号

議長（新山 玄雄君） 日程第11、議案第2号平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第13、議案第4号平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの3議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） それでは、議案第2号平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を行います。

予算書の29ページをお願いいたします。今回の補正は、平成17年度決算に伴う精算を行うものであります。それでは、本文で既定の歳入歳出予算の総額に1,781万4,000円を追加

し、総額を50億7,473万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書で説明をいたします。

35ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。1款の支払い基金交付金2目の審査支払い手数料交付金は、過年度不足分として5,000円の計上であります。

2款の国庫支出金は、医療費負担金の過年度不足分として199万7,000円の計上であります。

36ページをお願いします。4款の繰入金は、財源調整として2,000円の追加計上であります。

5款の繰越金は、前年度繰越金1,581万2,000円を計上いたします。

次に、歳出について御説明いたします。37ページをお願いいたします。2款の諸支出金は、前年度の支払い基金交付金及び県医療費負担金の超過交付返還金として1,781万4,000円の計上であります。

以上で、平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明を終わります。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) それでは、私の方から議案第3号及び議案第4号についての補足説明をさせていただきます。

まず、議案第3号平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、補足説明を行います。

39ページをお願いいたします。今回の補正は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ570万円を追加し、予算の総額を5億3,555万7,000円とするものであります。

47ページをお願いいたします。歳入につきましては、下水道事業債及び過疎対策事業債をそれぞれ270万円計上し、繰入金30万円により所要財源調整を行ったところでございます。

次に48ページをお願いいたします。歳出につきましては、今年度供用開始予定しております和田地区の管路布設工事に伴います舗装工事費として570万円の計上を行っております。

以上が、議案第3号平成18年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)でございます。続きまして、議案第4号平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、補足説明を行います。

49ページをお願いいたします。今回の補正は、既定の歳入歳出予算に1,030万円を追加し、予算の総額を4,803万円とするものでございます。

57ページをお願いいたします。歳入につきましては、下水道事業債490万円、辺地対策事業債480万円を計上し、繰入金60万円により所要財源の調整を行ったところでございます。

58ページの歳出につきましては、マンホールポンプ2基の設置工事費として1,030万円を計上いたしております。なお、本件に関しましては、議案第21号の過疎計画の変更、議案第22号の辺地計画の変更によりまして、その所要の措置を講じようとするものでございます。

以上、議案第3号及び議案第4号の補足説明をさせていただきましたが、何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第2号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 先ほど馬野部長の方から、17年度決算に伴うというふうに報告があったわけなんです。補足説明の中で、基本的には17年度老人医療の医療費確定に伴いという考え方でええんかどうなんか。ちょっと確認しちょきたい思うんですけど、17年度の医療費が確定しました。それに基づき会計が確定したという考え方なのかどうなのか。

それともう一つは、今までずっと議論してきたんですが、特別会計といえどもゼロ決算はいかななものかという議論を、その時々してきました。それとの関係で、今回17年度からの繰越金として1,581万2,000円出とります。17年度繰越しからということは、いわゆるゼロ決算じゃないという考え方なのかどうなのか、ちょっとその辺のところをちょっと確認しちょきたいと思うんで、よろしくお願いしたいというふうに思います。

それと、医療費確定が老人医療の関係が確定し取れば、報告をお願いしときたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 今回の補正は、医療費の確定に伴って補助金の額が決定したということでありまして。医療費の総額でありまして、50億5,382万2,854円というふうになっております。

今回、補正をさせていただきましたのは、超過交付になったものが支払い基金交付金と県負担金でありまして、不足するものが国庫負担金と審査支払い手数料でありまして、この支払い基金交付金につきましては、この8月までに返還をしなければいけないということで、今回、すべての調整をさせていただきました。

繰越金が1,581万3,000円出ておりますが、これはこの超過分、不足分の差し引きという額で繰越金を計上させていただいております。今回、その調整ということになります。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 今回17年度の決算見込みということで、繰越金として1,581万3,000円予算計上させていただいておりますけれども、ゼロ決算云々というお話がございましたけれども、これにつきましては、老人保健事業特別会計に対しまして、一般会計のルール分

を繰り出した結果、1,581万3,000円ばかりの繰越額が出る見込みということで、今回、補正の方に計上させていただいたということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第3号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、5,400万円の補正であります。540万円の補正で、起債の補正が540万円ということで、一般会計の繰入額が30万円ということでの財源で、今回補正を組んでおりますが、実際的舗装工事が同額分の部分だという説明でありました。実際的に舗装部分なのか、それとも17年度工事分での17年度既に工事が完了し、繰り越し分が当然ありますが、それにしても17年度工事において、実際的に新たに補正を組まなければならないという結果として、今回、新年度補正を組まれたわけというふうに思いますが、実際的に舗装工事なのか、舗装してなかったから下の部分がいて、今回その下の部分をやるのか、ちょっと不明朗なんで、実際的に今回の補正分を実際上の舗装部分だけなのかどうか、ちょっと中身を報告を求めたいというふうに思います。

また、実際何メートルぐらいにかかわるのかも含めて、報告を求めたい。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 今回の570万円の舗装工事についてでございますが、これは17年度において施工いたしました管路布設工事によって、防波堤の背後の水たたき部分、これ約400メートル、その水たたきをはがしたと申しますか、とったわけでございます。それについて、このたび急でございますが、台風シーズン控えておりますので、当然その防波堤部分400メートルも舗装がはがれた状態でございますので、台風等大波が来て、その防波堤が崩れないとも限りません。背後地の民家災害防止のためにも、一刻も早くこの工事についてはお願いしたいということで、今回で計上させていただいたということでございます。あくまで、ですから表面の舗装工事ということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第4号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の補正の目的、これはマンホールポンプ2基ということでありますが、実際、マンホールポンプ2基という説明だったでしょう。実際的にマンホールポンプ2基分ということになると、実際的にはポンプ数そのものは浮島地区の部分については、かなり

あるんじゃないかと思うんです。実際的に何カ所くらいあって、老朽化のため今回2基と、残はどのくらいあるというのは、もう明確になっちゃよと思うんです。実態として今後、かなり補正を組む部分じゃろうというふうに思いますが、実際的にどうなのか、ちょっと聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 先ほど補足説明の中で若干、議案第21号、22号でということをお願いしましたが、その中でも若干計画しておりますが、全体で9カ所のそれぞれ2基ずつございますので18基ございます、マンホールポンプにつきましては、の、2基につきまして早急に対応しなければいけないという状況が、今年度当初の調査により判明しましたので、このたびお願いしておるということで、あと9カ所で18基ございますので16基残りということになります。必要に応じ、その状況に応じ、今後また議会において御審議をお願いし、対応させていただきたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 今18基、残りが16基ちゅうことは何、これは年を追うてから、これ全部やり直していくちゅうことですか。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） これ、あくまで建設年度が平成5年から9年で、マンホールポンプについては、平成9年度に設備されております。また、9カ所の場所によりまして、当然能力と申しますか、いろんなポンプがございます。その傷みぐあいと申しますかにつきましても、海岸よりとかいろんな場所によって、その経年劣化と申しますか、その状況はそれぞれ異なります。

したがって、現在予定しておりますのは2基でございますが、あといつ云々ということについては、現時点ではその5年先にどういう状況になっとるかというのは、非常に状況的に毎年その状況を見ながら、緊急対応していくということが必要かと考えております。

今、何年に何基ということは、明確に御答弁できないのが現状でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第2号から議案第4号までの質疑を終結します。

なお、議案第2号と議案第4号の討論・採決は、最終日といたします。

これより、議案第3号の討論・採決に入ります。

議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第3号平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14・議案第5号

議長（新山 玄雄君） 日程第14、議案第5号平成17年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第5号専決処分の承認につきまして、補足説明を申し上げます。

議案つづりの59ページ、別冊の方です。59ページをお願いいたします。平成17年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）につきまして、地方債の補正をする必要が生じました。そこで、平成18年3月31日をもちまして専決処分を行いましたので、これを報告いたしまして承認をお願いするものでございます。

議案つづりのまず63ページをお願いいたします。専決をいたしました平成17年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）でございますが、今回の専決処分は地方債の最終決定に伴いまして、ここにあります第2条によりまして、地方債の補正でございますが、地方債の補正を行いました。第1条に定めるとおり、予算の総額を変更することなく、財源の調整を行ったということでございます。

次71ページをお願いいたします。20款の町債で掲げておりますとおり、各町債につきまして財源調整分といたしまして、総額3,330万円の地方債の許可がありましたので、これを追加いたしまして、これに伴いまして財政調整基金の取り崩しを3,330万円減額するということでございます。

67ページに、第2表の地方債の補正が出ておりますので、御参考いただきたいと思っております。

以上で、補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一つ、議会を開く間がなくて、実際的にはそれぞれ起債の部

分を減額部分を財政調整基金に繰り入れると、3,330万円ということになっておりますが、一つは3月の議会後、変動部分として3,300万円、30万円ふえたんで、基本的な財政調整基金の総額の報告を求めておきたいというふうに思います。

それとあわせて、今回、実際的な公共部分については充当率がそれぞれ上がったということになっておりますが、経緯について報告できる分があれば、報告をお願いしたいというふうに思います。

それと、償還に際する基本的な国の補てん分について、聞いときたいというふうに思います。
議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 御質問のまず財政調整基金の関係でございますけれども、この専決処分によりまして3,330万円ほど、基金の取り崩しの減額を行っております。それによりまして、平成17年度末の財政調整基金の状況につきましては、11億2,300万円になっております。

それから、当初予算等々の取り崩し等は行っておるような状況でございます。

それから、一般公共事業債の調整分ということで追加の決定があったわけですが、従来一般公共事業債については、起債の充当率が90%でございます。それが17年度につきましては、財政の調整分ということで100%充当が認められたということで、3,330万円の追加の許可があったということでございます。

それから、この一般公共事業債の元利償還に対する交付税算入分ですが、周防大島町で40%程度と見込んでおります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第5号平成17年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第15．議案第6号

議長（新山 玄雄君） 日程第15、議案第6号周防大島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第6号の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

議案つづりの正規の議案つづりの方の9ページをお願いいたします。本案は、地方自治法及び所得税法等の一部を改正する法律が3月27日に参議院で可決成立いたしました。また、これに伴いまして地方税法施行令等の一部を改正する政令が3月31日に公布され、これらの法律等が4月1日から施行されるため、周防大島町税条例の一部改正を必要といたしますが、法律及び省令等の施行日が4月1日となっております、地方自治法第179条第1項の議会を召集するいとまがないと認め、専決処分をいたしましたので、今回、議会に報告いたしまして承認を求めるものでございます。

議案つづりの9ページ、10ページでございますが、周防大島町税条例の一部を次のように改正するというところでございます。これらの改正は、地方自治法等の改正に伴いまして、周防大島町税条例におきましても所要の規定の整備を行うということでございます。

まず、説明に入ります前に、平成18年度におきます税制改正の中で最大の改正点となりました国から地方への3兆円規模の税源移譲の実施について、総務省自治税務局の出しております本格的な税源移譲に当たっての基本的な考え方につきまして、少し御説明させていただきたいと思っております。

別つづりの参考資料でございますが、49ページを見ていただきたいと思います。別とじというふうになっておる分でございます。国・地方の三位一体の改革の一環といたしまして、国庫補助負担金改革の結果を受けまして、所得税から個人住民税への恒久措置として、おおむね3兆円規模の本格的な税源移譲が実施されることとなります。その実施に当たりましては、個々の納税者の税負担が極力変わらないように配慮いたしまして、所得税及び個人住民税の役割分担の明確化を図るというふうにされております。

この税源移譲は、補助負担金、税制改正、税源移譲ですが、地方交付税という三位一体の改革の一環でございます、真の地方分権を推進するために、歳入歳出両面での地方の自主性と責任を高めるという観点から取り組んでいるものでございまして、国税である所得税の減税と地方税である個人住民税の増税を同時に同規模で行うことによりまして実施されるものでございますが、納税者の税負担そのものをふやしたり減らしたりすることを目的とするものではないとされております。

具体的には、個人住民税については、応益性や偏在度の縮小という観点を踏まえまして、所得

割の税率を10%、市町村民税で言いますと6%、都道府県民税が4%でございますが、この比例税率にフラット化するという一方、所得税につきましては、所得配分機能が適切に発揮されますよう、より累進的な税率構造、現行で4段階の税率構造を6段階に改め、最低税率が10%から5%、最高税率が37%から40%に設定されるというものでございますが、これを構築するとされておりまして、他の税率や税率適用区分につきましては、個々の納税者における税負担の変動の極小化の観点から、個々の納税者の負担が変わらないよう、個人住民税において所得税と個人住民税の人的控除の差に基づく負担増を調整する減税措置が講じられております。

この改正の適用は、所得税は平成19年分から、住民税は平成19年6月分からそれぞれ適応されるため、平成18年度においては暫定措置といたしまして、3兆94億円の所得譲与税の譲与により税源移譲を行うこととし、税源移譲予定特例交付金は平成18年度のみで、18年度で廃止されるということとなっております。

それでは、改正の説明に入らせていただきますが、参考資料により説明をさせていただきたいと思っておりますので、参考資料の1ページをめくっていただきたいと思います。

これが議案第6号の新旧対照表となっております。このたびの改正は、所得税法、地方税法、その他の法律改正に伴う関係法令の条や項のずれ、または時限措置にかかわる期限の延長等の条文調整によるものが数多くありますので、時間の都合上、新規のものや廃止されるもの、税額に影響のある改正等について説明をさせていただき、単なる条や項ずれ、または期限の延長、用語の変更等につきましては省略させていただきたいと思っております。

まず、第24条、個人の町民税の非課税の範囲につきましては、個人の市町村民税を課することができないものの範囲を規定したものであります。このたびは、生活保護基準額等の見直しにあわせ、均等割の非課税基準を控除対象配偶者または扶養親族を有する場合の加算額、これは現行17万6,000円を16万8,000円に改正するというものでございます。

次に、第31条、均等割の税率でございますが、これにつきましては地方自治法の310条及び312条の規定を受けまして、市町村民税の個人均等割及び法人均等割の税率を定めたものでございます。今回の改正は、会社法の制定に伴い、会社法上資本金または資本準備金を直接欠損に充てることができなくなったため、また、最低資本金制度が撤廃され、資本金1円の会社の設立が認められるなど、資本の概念が大きく変わろうといたしておる中、形式的な所要の整備を行うとともに、「資本等の金額」を「資本金等の金額」、また「資本の金額または出資金額」を「資本金の額または出資金の額」と改正するものでございます。

次に3ページの34条の2、所得控除でございますが、所得控除につきましては、市町村民税所得割の所得控除について規定をいたしたものでございまして、主には地震保険料の創設であります。この地震保険料の創設に当たりましては、一部経過措置は残すものの、既存の損害保険料

控除を全廃するというものでございます。経過措置といたしまして、平成18年度までに結んだ長期の損害保険契約に係る保険料については、従来の損害保険料控除の適用が可能となっております。この改正は、平成20年度以降の個人住民税について適用されるというものでございます。

次、4ページの第34条の3、所得割の税率についてでございますが、所得割の税率とその適用方法について規定したものでございます。この税率の改正につきましては、所得税については平成19年分から、住民税については平成19年度分個人住民税から適用されます。現行、町民税の税率は課税総所得金額の区分によりまして、3・8・12%の3段階に分かれていたものが6%フラットに改正されるものでございます。なお、都道府県民税4%、市町村民税6%の税率設定の理由は、今回の税源移譲が国庫補助負担金改革とあわせて、国から地方に税源移譲するものであることから、この国庫補助負担金改革における都道府県と市町村への影響額を基本としつつ、基礎自治体である市町村の果たす役割にも留意して、それぞれの税率が設定されたと説明されております。

この結果、移譲前に比べ都道府県が1,000億円の減、市町村が1,000億円の増とされております。これは税額だけではなくて、税額と国庫補助負担金、両方合わせたもので1,000億円の増減が出てくるというふうに設計をされておることとでございます。

所得税の税率設定につきましては、個人住民税所得割の10%、比例税率化にあわせまして、現行の10・20・30・37%という4段階の刻みを5・10・20・23・33・40の6段階の刻みに改正しております。個人の所得税と個人の住民税を合わせた合計の税負担を極力変更させないとの観点からは、個人住民税の比例税率化によって、個人の住民税が負担増になる部分については、所得税において負担減を図り、逆に個人住民税が負担減になる部分については、所得税において負担増を図るということによりまして、さまざまな階層にある個々の納税者の負担が極力変わらないように制度設計されているということとでございます。

次に34条の6でございます。5ページでございます。34条の6でございますが、調整控除につきましては、所得税と個人住民税の人的控除の差額に起因する負担増を調整するため、新たに税額控除を創設するというものでございます。なお、この調整控除も税率の改正と同様、平成19年度以後の個人住民税について適用するものでございます。

次に7ページの36条の2、町民税の申告についてでございますが、市町村民税の納税義務者の申告義務について規定をしたものでございます。所得税法の改正によりまして、本人の承諾のもとに源泉徴収表等の電子交付の規定が創設されたことに伴いまして、電子交付を受けたものに対しても書面提出をしてもらうことができるように、条例を改正しようとするものでございます。

次、8ページの第53条の4で、分離課税に係る所得割の税率でございますが、これにつきましては、退職所得に係る分離課税に係る所得割の税率について定めたものでございまして、本規

定も第34条の3の所得割の税率で説明いたしましたように、住民税の税率の10%フラット化に統一し、改正しようとするものでございます。

次に9ページの95条、たばこ税の税率でございますが、市町村たばこ税の税率を規定したものでございます。市町村たばこ税の税率は、この本則によりまして1,000本につき2,743円と規定されております。現下の厳しい財政事情にかんがみ、その税率を1,000本につき2,743円から3,064円に引き上げるというものでございます。

次、9ページの附則第5条、個人住民税の所得割の非課税の範囲につきまして、第1項は当分の間の措置といたしましての所得税の非課税及び所得割の税額調整措置を規定したものでございます。所得割については、納税義務者の課税総所得金額を基礎として算定されますが、当分の間、合計所得金額が35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額以下である者に対しては、所得割を課さないということになっております。この加算する金額が32万円に改正されるということございまして、35万円掛ける人数が32万円掛ける人数というふうな改正でございます。要するに、総額が下がるということは、非課税の範囲が大きくなるということでございます。

ページ14ページの附則第7条の3、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除につきましては、税源移譲に伴いまして、個々の人の所得税額が減少するということになりまして、いわゆる住宅ローン控除が所得税から控除し切れなくなる一方、個人住民税の負担が増加することになります。住宅ローンの既存適用者の負担が増加することに対する制度でございます。住宅ローン控除制度は、所得税にのみある制度ございまして、住宅の所得に係る住宅借入金等を有する場合に、住宅借入金等残額に一定率、1%等でございますが、これに乗じた金額を居住年以後の一定の年数、10年ということになっておりますが、これを所得税額から控除するというものでございまして、上限は所得税額までの控除が可能となっております。

これにつきましては、既存の適用者について税負担の変動が生じないよう、移譲前の所得税額において控除できた額と同等の負担額となるように、個人住民税からの減額措置を講じるということとなっております。具体的には、平成11年から平成18年までの居住については、申告を求めた上、税源移譲による影響額を翌年度の個人住民税の所得割額から控除するという制度となっております。

次、16ページの附則第9条、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例についてでございますが、税額計算に退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表を使用しなくなるということに伴います改正でございます。

次の附則第10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告につきましては、新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けよう

とするものがすべき申告について、新たに規定したものでございます。

次に19ページの附則第12条でございますが、宅地等に対して課する平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税の特例についてでございますが、宅地等に係る負担調整措置について定めたものでございます。

次に飛びますが40ページの附則第20条の4、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例については、当市事業組合の利子や配当に対する課税関係の規定を新たに創設したものでございます。

次に43ページの附則第21条、個人の町民税の負担軽減に係る特例につきましては、平成11年度改正におきまして、当時の著しく停滞した経済状況に対しまして、緊急避難的な特例措置といたしまして導入されたものでございます。そのため、経済状況の改善とともに、縮小・廃止していくものとされておりました。平成18年度税制改正におきましては、引き続き民間消費や企業の設備投資などの民事を中心に、経済状況が改善しているため、定率減税を廃止するという事にされたところでございます。

次に、改正条例の附則でございますが、議案つづりの方をお願いいたします。22ページの下の方でございますが、附則でございます。附則の第1条、施行期日でございますが、「この条例は平成18年4月1日から施行する」といたしております。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める日から施行するといたしておりますが、その各号は第1条の次の項別に起債をされておりますので、御参考にしていただきたいと思っております。

以上で説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一つは、今回専決しなければならない理由というのが、非常にわかりにくいというのが一つです。ほとんどが来年度以降、来年の申告、住民税の確定等から基本的には出発するというふうに考えとるんだが、その点で聞いておきたいというのが1点です。

それと、先ほど椎木助役の方から、本来の三位一体の改革という言い方をしたが、実際的には三位一体の改革とはほど遠い、実は交付税の大幅減、税源分は自治体に送らない。貧乏な自治体は、ますます貧乏になるような処置、これが今回の改正じゃないかねと。それにつながっちゃうんじゃないかねということなんです。今回の改正、全体改正で見れば、それについて、本当に国の言うように、これが本来の今回の地方税法の改正が、本来の改正、地方分権にふさわしい改正と本当にとらえておるのかどうなのか、聞いておきたいというふうに思います。

次に、所得割全体として200分の3、200分の8、200分の12ですか、それが基本的

には100分の6になるということですが、実際に200分の3の影響は、かなり出てき
ちよるといふふうに見ております。全体として、来年度以降はどういうふう
にこの改正がされれば、実際どういふ影響といふふうに見ておるのか、聞
いておきたいといふふうに思います。

それともう一つは、先ほどからそれぞれ言われておりますが、実際のな一人
当たりの控除分について、今回の改定分が実は変更されて、実際は均等割
部分については8,000円でしたか、実際に住民から言えば負担が重たう
なるという形式になります。その点について、実際にどのように考えと
るのが聞いておきたいといふふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 法律の改正とか政令の改正等は別にして、実務的
には今すぐ適用されない部分が多いので、専決処分ではなくてもよか
ったのではないかという御質問だったと思いますが、法律の施行日が4
月1日になっておることをごさいます、その実質的な中身が個々に適
用されるかどうかということは別にいたしまして、法律・省令等の施行
日が4月1日であれば、当然その専決処分をして4月1日からその適
用をさせるということが必要だといふふうに考えまして、専決処分を
させていただいたわけでございます。

それと、今回の三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の削減と税源移譲、
さらには交付税改革ということですが、今ここで申し上げたのは、移
譲前の税額と国庫補助負担金の削減を足したものと、移譲された後の
税額との比較が、ほぼ同じになるということをごさいます。これは、
地方六団体と言われる県・市・町の首長さん、または議会等でも非常
な議論がありまして、三位一体の改革の名を借りた実際的には交付
税の削減ではないかといふふうな形で、これで十分だったといふふう
には思っていない証拠に、先般来も地方六団体でいろいろな要望が
出ております。

実際の交付税改革というのは、また平成18年中にも行われるといふ
ことが出ておりますが、今申し上げました三位一体の改革の影響とい
うのは、これは交付税とは別に、国庫補助負担金と税額の問題、移
譲税額の問題ということをごさいます。数字の上では、ちょうど対
等になっておるといふようなことになっております。

ただ、実質的な中身というのは、これは国全体での数字があつとる
ことをごさいます、個々市町村ではいろいろ問題が生じておるとい
うことをごさいます。周防大島町でも、私たちは税源の移譲よりも
国庫補助金の削減の方が大きいといふふうな、数字の上ではそうい
うふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 3点目の町民税6%、県民税4%の税率
の変更につきまして、所得税も含めてでございますけれども、増減
でプラマイゼロといふことで、調整控除等をかけております。これ
が19年度に施行された場合の全体の影響額でございますが、町民
税が現在18年度

と比較しまして1億3,500万円、概算でございますが、そのような増額になるのではないかと考えております。

4点目の1人当たりの控除分についてでございますが、均等割が8,000円ということですが、均等割の税額につきましては、町が3,000円、県が1,000円、山口森林税が500円、県の方についておりますけれども、税率自体の変更はございません。

先ほども申しましたように、独身者を例にとりますと、所得税が38万円の控除、住民税が33万円の控除で5万円の差がございますけれども、この5万円の差につきましては、調整控除ということで、住民税の方から控除をしております。個々人にとりましては、所得税と住民税合わせて上限でゼロということで、精緻な調整措置がなされておるところでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 申しわけございません。税条例の改正は非常に難しいんで、ちょっと具体的にお聞きしたいと思うんですが、34条の2の所得控除の改正がありますけれども、この中で損害保険料控除額が地震保険料控除額に改正されるということですが、これは名称だけの変更なのでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 地震控除につきましては、国の政策的な地震対策に対する政策といたしまして、所得税で5万円の控除を考えておるようでございます。住民税におきましては、2分の1の2万5,000円ということでされております。名称だけの変更ではございません。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ということは、今まであります損保については、控除がなくなるというふうに考えていいんですか。そういうことですか。新たに例えば、今まで地震保険に入っていない人は控除がなくなる。ただの損保。農協なんかやってます、建控だけの人はもう控除しないということになるわけですか。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 18年度までに結んだ損害保険料控除につきましては、経過措置が講じられて控除の対象になるということでございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） それはいつまで。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 損害保険につきましては、失礼しました。

議長（新山 玄雄君） 後ほど答弁させますので。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の地方税法の改正、先ほど助役の方は一応、地方自治体にとってはかなり財源的に厳しくなっちゃると。しかし、今回はあくまで所得税、住民税のフラット化と補助の持ち分の変更だという言い方をされました。

しかし、私は見逃すことができない部分としては、生活保護法以降、それぞれ負担増、生活保護が改訳されて地方税法が改訳されるという流れが、ずっと続きよるというのを、まず明らかにしちよきたいというふうに思います。例えば、基本にある生活保護法では、例えば老人部分がなくなっただけというのが実体としてあります。それに伴うように、実は今まで昨年の専決でやったような改訳、例えば老年者控除がなくなってくるとか、そういうようなずっとやり方できよると。

それともう一つは、議会と執行部との関係で言えば、実際的に法改正がそれだからそれで専決したと言われるが、実は自治体によっては、期限的なもので見れば、6月議会で示す地方自治体もあるというふうな点を私は指摘したいというふうに思います。

言いますのが、地方自治体が作業するのに困らんわけです。いう点から見れば、そんなに急いで専決する必要はないという点が1点です。

あともう一点は、実際的にどれほど厳しくなるとかということ、あえて言っときたい。この間の先ほど真の地方分権の流れということから言われましたので、若干触れておきたいというふうに思います。

先ほど町民税で言いましたけど、例えば住民税側の方でしたら、老年者控除もありました。所得税の方も老年者控除がありました。それが17年度以降なくなりました。そしてまた17年度以降、今年度、実は年金に対する基本控除、これが140万円以下は120万円に下げられました。そしてまた、それ以降についても20万円ずつ基礎控除が下げられたと。これが今までやってきた真の改革の方向かどうか。

もう一つは、今のやり方で変えられるかどうかというたら、過疎地は住民税や所得税が基本的には低い自治体、それについては今まで地方交付税できちっと見ておったが、基本的にはそれが地方交付税そのものが下げられてくる。ですから、過疎の町はますます厳しくなってくる。そしてまた、今18年度改正が言われるのは、結局は交付税の持ちよる財源調整機能なり財政調整機能をなくしていくと。これが今、大きな流れと出よるというのが、今回大きな改革の中身なんですよ。その辺のところを私は、あえて明らかにしときたいというふうに思います。

また、見過ごすことのできない部分では、17万6,000円が16万8,000円に引き下げられるとか、今まで実際的には100分の3部分がかったのが、一律100分の6になるとか、

その辺は私は実際的には問題があるというふうに見とります。

以上の立場から、私は今回の地方税法の改正については、反対の立場を明確にしちよきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第6号周防大島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定しました。

先ほどの答弁させます。橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 先ほどの補足説明させていただきます。

損害保険料につきましては、平成18年12月31日までに締結した保険の契約につきましては、従来の損害保険料の控除をずっと適用できるということでございます。

議長（新山 玄雄君） 進みます。

日程第16・議案第7号

議長（新山 玄雄君） 日程第16、議案第7号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） それでは、議案第7号専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

議案書の29ページでございます。それと、別とじ参考資料の57ページをお願いいたします。本案は、地方税法及び所得税法等の一部を改正する法律が3月27日に参議院で可決成立いたしました。また、これに伴いまして地方税法施行令等の一部を改正する政令が3月31日に公布され、これらの法律等が4月1日から施行されるため、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正をすることが必要となってまいりました。法律及び省令等の施行日が4月1日となっております。専決処分をさせていただきますので、議会に報告をいたしまして、承認をお願いするもの

でございます。

周防大島町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するというものでございますが、これらの改正は地方税法等の改正に伴いまして、国民健康保険税条例におきましても、所要の規定の整備を行うということでございます。

それでは、改正の説明でございますが、参考資料によりまして説明させていただきたいと思っておりますので、57ページの参考資料の方をお願いしたいと思います。新旧対照表となっております。このたびの改正は、介護納付金の限度額の引き上げ、個人住民税の公的年金控除の見直し、条例適用利子等に係る国民健康保険税の課税関係が主なものでございます。

第2条の課税額につきましては、国民健康保険税の個々の納税義務者に対する課税額の算定方法及び課税限度額を規定したものでございます。第1項におきまして、国民健康保険税の課税額は世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者である者につきまして、算定した介護保険納付金課税額の合算額で算定をすることとしております。

第2項において、国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額でございます。この場合の基礎課税額、いわゆる医療分は53万円を介護納付金課税額、いわゆる介護分を8万円を超えることができないと法定されております。これは、限度額を超過する分の保険税は、他の被保険者の負担となりますので、課税限度額を低く設定すると、中間所得層の負担が過重になってしまうという問題も起こるため、これまで課税限度額は全世帯に占める課税限度額該当世帯の割合等を勘案して設定されてきたところでございます。

このように、課税限度額が設けられた趣旨は、国民健康保険税は社会保険料としての性格を有するため、課税額が過度に高くならないよう、応能・応益の適用についても、ある程度の限度を設けることが適当であると考えたことによるというふうにされております。

今回の改正においては、介護給付費の増加が見込まれるということから、施行令において介護納付金の限度額が8万円から9万円に改正されるということに伴います改正でございます。

なお、課税限度額の改正は、医療費の上昇、被保険者の所得の増減等に伴いまして、応能負担の面から、被保険者間の負担の均衡を調整するために、引き上げが図られたところでございます。

前回限度額の改正は、基礎課税額は平成9年度に52万円から53万円に、介護納付金課税額は平成15年に7万円から8万円に引き上げられているところでございます。

次に、第13条の国民健康保険税の減額でございますが、国民健康保険税の納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得の合計が一定以下の場合における減額について、規定したもので

ございます。この改正は、第2条第3項の介護納付金課税額の限度額を9万円に改正することに伴うものでございまして、先ほど同様の理由でございます。

次から附則の改正でございます。これらは所得税法や地方税法等の改正を受けたものでございまして、先ほどの税条例の個人住民税の改正の理由と同様なものがほとんどでございますので、省略させていただきます。

次に、第11項でございますが、公的年金等に係る国民健康保険税の課税の特例から、以下に続く六つの項目、改正後の項番号で第3項、第4項、第5項、第7項につきましては、平成18年度から実施されております公的年金等控除の見直し。最低保障額を140万円から120万円に20万円の引き下げでございますが、及び老年者控除48万円の廃止に伴い、個人住民税の算定基礎となる所得金額が増加する一部の高齢者、要するに65歳以上のこれらに該当する者でございますが、これにつきまして国民健康保険税の税額を増加することになるため、激変緩和措置を規定したものでございます。

次に、第12項でございますが、12項から19項でございますが、これにつきましては、地方税条例の改正の理由と同様に、税源移譲等に伴います改正による改正でございます。

次に、本改正条例の附則でございますが、議案つづりの方の33ページの一番下の方にございますが、下にありますのが附則でございますが、まず施行期日でございますが、第1項におきまして、「この条例は平成18年4月1日から施行する」ということにいたしております。

ただし、税源移譲に伴う改正である附則第12項から附則第19項までの改正規定につきましては、平成19年4月1日から施行するということにいたしております。適用区分につきましては、改正後の周防大島町国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によることといたしております。

以上で説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いたします。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩をいたします。1時まで休憩をいたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

日程第16、議案第7号でございます。先ほど説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に今回、国保分の介護分の引き上げということで1万円

引き上げ、最高限度額1万円ということであります。それで、実際的にそれに伴う影響をどういうふうに見とるかという点であります。これ担当課の方で、実際的に推計があれば、求めておきたいというふうに思います。

それともう一点は、地方税法改正に関する専決処分についてであります。これは先ほど助役の方と私の方との見解の相違が明らかになっておりますが、実際的に本当に議会と執行部という関係を見れば、やっぱり行政執行上、混乱もしくは被害といえますか、行政上どうしても間に合わないということが起こる以外は、基本的には地方税法の改正については、専決でしないという原則というふうに考えるが、再度聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 1点目の介護納付金が8万円から9万円に上がった影響額でございますが、現在、国保税につきまして7月10日を目途に作業を進めておりまして、これは当初予算でのシミュレーションの数字でございますけれども、1万円アップによりまして27世帯が89世帯に限度額の対象者がふえると。62世帯ふえるということで、62万円の増となろうかと思えます。

それから、専決処分につきましては、法律上、4月1日からの実施が必要でございますので、条例は施行しなければなりませんので、そのように御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） この議案に対する反対の立場からの討論をしたいと思いますというふうに思います。

一つは、今の町民状況、町民の生活状況をどう見るかという点と、もう一つは国の悪政をどう地方自治体や町民がストップをかけていくかという点であります。確かに、行政責任上、国が決めたことについて、地方自治体がやらなければならないという原則、それはわかります。しかし、実際的に法実施というときには、やっぱり真摯に私は専決ではなしに、議会と十分協議しながらやっていくという、私は立場をとっております。

それともう一つは、今の国民健康保険税、今回は介護分の増額分、今までが医療分、介護分合わせて総額がアップになるわけなんです。ことしとりわけ、今作業されよると思えますが、

4税のすべてが所得割、均等割、世帯割、平等割、これがすべて上げられたという状況なんです。それを受けての改正ということになります。これ、かなりの実際的には負担になるという点も事実なんです。

先ほど助役の方が、今回の全体の今回の1万円のアップ分については、全体分を抑える要件があるというような言われ方をしましたが、実際的にはすべてがかなり上がると。その上で、国保に対する見方をどうしていくかという点を、ぜひとも今後とも追求していただきたいと、こういうふうに考えております。

とりわけ今年度、かなり大幅アップを前提に今回の改正またあるんで、ダブル改悪という状況になります。その点を明らかにして、反対としておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第7号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第17・議案第8号

議長（新山 玄雄君） 日程第17、議案第8号周防大島町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第8号周防大島町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、石綿による健康被害の救済に関する法律の施行期日を定める政令が、平成18年3月7日に閣議決定され、同月27日に施行されましたことに伴いまして、市町村条例で定めるところにより、戸籍に関する記載事項の無料証明ができるように、周防大島町手数料徴収条例第5条第2項中、第20号の次に「石綿による健康被害の救済に関する法律第83条」を加え、戸籍に

関する記載事項の証明手数料を無料にするため、本条の一部を改正することについて、専決処分を行いました。

なお、石綿による健康被害の救済に関する法律の施行期日を定める政令が、閣議決定されてから施行日までの期間が短く、また厚生労働省から早急に条例改正の要請もありましたので、専決処分とさせていただきますものでありまして、今議会に報告いたしまして、承認をお願いするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これは一般的には、改善部分の条例改正であるというふうを考えております。専決は、私は基本的にはすべきではないというふうを考えております。

そこで聞きますが、実態的に3月31日、4月1日から今日まで実際的な手続上あったのかどうなのか、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。

手数料条例の改正であります。今、広田議員からも御指摘がありましたように、手数料を徴収するということでもありますので、やっぱり専決処分でなくして、議会での議決ということになるかと思いますが、このたび国の方の法律が急遽可決され、そして施行日の政令によって決まった関係で、議会を開くいとまがないというようなことで処理させていただきました。

それで、現在1名の方が記載事項の証明ということで申請をいただいております。これにつきましては、もう既に戸籍事項の証明ということで、証明を処理させていただいております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第8号周防大島町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第18・議案第9号

議長（新山 玄雄君） 日程第18、議案第9号周防大島町名誉町民条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第9号周防大島町名誉町民条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

議案つづりの39ページでございます。本案は、町民または町に縁故の深い者で、本町の発展もしくは町民福祉の増進に寄与し、その功績が顕著である者、また広く社会の進展・学術・文化及び政治経済等の分野で貢献し、その功績が卓絶し、かつ郷土の誇りとして深く町民から尊敬されている者に対し、周防大島町名誉町民の称号を贈り、その榮譽をたたえることを目的に制定しようとするものでございます。

本条例の第1条において、名誉町民条例の趣旨、第2条において名誉町民の称号を贈る条件、第3条において名誉町民の選定と議会の同意、第4条において顕彰、第5条において待遇及び特典等、第6条において称号の取り消し、第7条において故人の顕彰について規定をいたしております。

附則において、本条例は平成18年7月1日から施行し、この条例の施行日前に大島町、東和町及び橘町のそれぞれ名誉町民条例の規定により、名誉町民として顕彰された者は、それぞれ名誉町民として顕彰されたものとみなすという規定でございます。

なお、合併前の旧町での名誉町民条例の制定状況につきましては、旧久賀町以外、他の3町において制定されており、旧大島町で4名、旧東和町で2名、旧橘町で2名の方々に名誉町民の称号を贈呈されておりますが、現在生存されておりますのは、作詞家の星野哲郎先生のみであります。

以上で補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実は、大島においても先ほど説明がありましたように、昭和43年以降、この条例ができておったということでもあります。久賀町においてはなかったということですが、実際的に今こういう価値観の多様化の中で、こういう顕彰制度が必要なのかどうか。この顕彰がなぜ必要なのかという点では、非常に疑念があるわけです。どういう目的で、この顕彰制度が必要なのかという点で、どのように考えておるのか。

それと、顕彰された人に対する特典等について、本当に必要なのかどうなのか。例えば、5条の2で町の施設の使用における使用料、手数料の免除というような項が、本当に必要なのかどうなのか。今の時代、時期にです。

その点、2点聞いちょきたいと、まず思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） まず1点目の今こういった顕彰制度のものが必要なのかということですが、これは合併の前段としまして、合併協定の中で4町の条例のすり合わせを行いました。その中で条例策定を新町16年の10月1日にスタート時点にあわせる条例も、当然発生いたしました。それ以外に調整してないものについては、新町において新たに調整するといった形での引き継ぎ事項といえますか、課題として残っております。これを改めて今回、条例を制定して出したということでございます。

それから、特典が必要なのかどうなのかということですが、基本的に旧3町にこういった条例がございましたので、それを尊重してこの条例あるいは条文を制定したといったところでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今、聞いておりますと、実際的に過去の条例、それ等で法定協、事務部局か何かわかりませんが、すり合わせをしたと。その中で議論があったということですが、そのときにその条例自体が必要かどうかちゅう議論も、ほとんどされてないんじゃないかというふうに思うんです。実際的にその条例が必要かどうか。今の時点に立って、この条例が周防大島町の中で本当に必要な条例なのかどうなのかという議論がされた結果なのかどうなのか。

それともう一つは、本当に顕彰された人が町の使用に対する使用料、手数料の免除を求めているかどうか。実際的に今の時期に即して考えれば、そんなものは必要ないよという側面もあるんじゃないかと思うんです。本当に顕彰するだけで十分だというふうに考えるんです。その点でどういふ議論があったのか、今時点で考える必要があるんじゃないかと。ただ、過去そういう条文があったから、それを尊重してのせたというんでは、余りにも現代的じゃないというふうに考えるが、再度質問しておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 必要かどうか議論したかということですが、これは総務部会の中で調整をしていただきました。その結論として、新町において新たに調整するというところでございますので、審議内容については私どもは掌握しておりません。

それから、5条関係の特典の関係でそういった特典を求めているかどうかということですが、ここの条文の規定では、特典を与えることができると、できる規定ということでありま

す。したがって、これはどうしても特典ということで与えることができるということやうたっています。例えば使用料、手数料の免除ということについても、これはいただくべきだというものについては、当然いただいてもおかしくないというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 基本的には、できる規定が一たんであれば、条文でできる規定が部分があれば、この人は対象、この人はそのできる規定部分が対象外ちゅう判断は、ほとんど不可能に近いわけなんです。条文運用上は、今、総務部長が言われたように、この人は適当、この人は不適当ちゅうような解釈は、条文上はできないわけなんですよ、実際的に。すべて条文が、できる規定があれば、そのできるが通用するわけなんです。そして、顕彰された人がそれに値するか値しないかちゅう議論は、逆におかしな議論になるという側面があるんじゃないかということなんです。

ですから、そこのところを条例をつくるときには、少なくとも今風に今風という表現が適切かどうかわかりませんが、例えば、私は逆にそれを最低顕彰をつくるんなら、そういう特典的な部分のできる規定そのものも、不必要な部分なら削るべきじゃという立場なんです。ですから、できる規定の解釈について再度、聞いちょきたいなというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 名誉町民という称号を贈呈するわけでございますから、そういうふうな微々たる話、使用料を免除するとか手数料を免除するというのは大変微々たることだと思いますが、そういうことをして顕彰プラスたたえるという気持ちをあらわすということでございます。ただ単に、その金額の高とかいうものではないというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 先ほどの説明では、旧町からの引き継ぎで現在生存されてる方は星野先生お一人ということですが、この星野先生については、引き続きもう名誉町民として称号を与えるのかどうか。新たにこの条例が通れば、3条を適用してもう一度やり返るのかどうかということと、5条の第3項ですけれども、相当の礼をもってということがありますが、この辺ももう少し具体的に、例えば金額なりを別表なりで入れとく方がいいんじゃないかというふうに思いますが、どの程度を想定するのか、ちょっと御説明願います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 基本的に、旧東和町で名誉町民として顕彰されております星野先生においては、新町で顕彰されたものとみなすといった形の附則でうたっておりますので、あえて周防大島町の名誉町民ですよということで顕彰する必要はなかるかなというふうに思っております。

それから5条の死亡の際における相当の礼をもつての弔意でございますが、これはその都度協議するということで、あえてうたうと、なかなか不都合な面もあろうかと思しますので、そのときのケースバイケースということで協議、検討させていただいたらと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の今、議案10号にあります、失礼、議案9号にあります周防大島町名誉町民条例の制定についてであります。今の時代、改めて名誉町民という条例が必要かどうか。私は逆に、そういう顕彰を受けなくても、その地域で一生懸命頑張っておられる人がいっぱいおるわけです。地方自治体の仕事っていったら、その中で一生懸命頑張っておる人に対する、やっぱりどうつくっていくか、フォローしていくか、それに知恵を出すべきじゃなかろうかというふうに考えております。

そしてもう一つは、名誉町民条例をつくって、改めて待遇や特典が必要なのかどうか。本当に条例を考えると、今の時期にそういう待遇や特典が必要なのかどうか。やっぱりきちっと整理すべき問題があるというふうに考えております。その点から、私は今回の議案9号であります周防大島町名誉町民条例の制定については、反対の立場を明確にしちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第9号周防大島町名誉町民条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19・議案第10号

議長（新山 玄雄君） 日程第19、議案第10号周防大島町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第10号周防大島町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

障害者自立支援法が、平成17年10月31日に成立し、平成18年4月1日に施行されたことに伴いまして、障害程度区分認定基準に照らして審査及び判定等を行うための審査会を設置する必要があります。

審査会は、法律上、必ず設置しなければならないというための根拠条例は不要ですが、非設置のため根拠条例は不要ですが、法第16条第1項に基づき、委員の定数については条例で定めるということになっております。そこで、本条例を制定しようとするものでございます。

なお、審査会の委員は整形外科医、精神科医、医学療法士、社会福祉士等、障害者の保険または福祉に関する学識経験を有する者5名を予定をいたしております。

なお、附則で条例の施行日を平成18年7月1日からとし、第2項におきまして、周防大島町報酬及び費用弁償条例に審査会委員の日額報酬を追加しようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） この委員、5人以内とするとありますが、今、学識経験者ということですから、具体的に職業も今、説明がありましたけれども、これは町内で委員を選出するというか、出すということなんでしょうか。町外も考えとるという意味ですか。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 委員につきましては、町内の関係者ということで、これから進めていきたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案第10号周防大島町障害者自立支援審査会委員の定数等を求める条例制定について、私は反対の立場から討論しときたいというふうに思います。

法律ができました、自立支援法という法律ができて、その法律に基づきこういう条例を設置しなければならないという流れについては、それはわかります。しかし、今この法律ができたことによって、障害者はどうなっておるかという点を明らかにしていきたいというふうに思います。

私は、今、世論調査、各市の調査で介護保険法が成立した当時とよく似ているという実態があります。今まで実際的には費用負担等について、今度は利用料の1割負担という格好になります

し、そしてまた地方自治体の負担等が実際的には出てくる。介護保険法も、実は国の負担割合の変更、国の負担を減らすために、実は地方自治体に対する負担増が入ったという事実は御承知のとおりだというふうに思います。これが、国の障害者に対する費用負担が、実際的には1割負担という格好で発生します。また、障害の程度、これが重たければ重たいほど、費用負担が増大していくという宿命があります。

これが、今回の法律、いわゆる障害者自立支援法の内容であります。この内容は、本当に今から先、各地域の障害者に対してかなりの圧迫になっていくというのは、間違いのない事実であります。ゆえに、私は今回のこういう条例設定について、そのものも反対の立場を明確にしちよきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） それでは、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第10号周防大島町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第20、議案第11号

議長（新山 玄雄君） 日程第20、議案第11号周防大島町久賀ふるさと館設置及び管理に関する条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第11号周防大島町久賀ふるさと館設置及び管理に関する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

議案つづりの43ページをお願いいたします。本案は、地方自治法の一部を改正する法律によって、公の施設の管理について、従来からの委託制度から指定管理者制度へ移行するということになりました。

これによりまして、本町としても公の施設の管理について、指定管理者による管理の代行とか、または直営による管理化という、どちらかの選択をしているところでございますが、これに伴い

まして今回この条例の制定を行おうとしているものでございます。

現在、ふるさと館の管理は、周防大島町観光協会へ業務委託をいたしておりますため、直営管理ということになっております。しかしながら、将来的に指定管理者を導入するという可能性もございますので、条例第11条第3項によりまして、直営管理及び指定管理者による管理のいずれにおいても管理を行うことができるというふうな規定を盛り込んだところでございます。

町長の権限、指定管理者の業務の範囲等を明確に規定するとともに、現在制定されております二つの条例を一本化してスリム化するためということもでございます。と言いますのは、周防大島町久賀ふるさと館条例と周防大島町久賀ふるさと館使用条例と、2本の条例になっております。他の公の施設と同様に、設置と使用管理を一体化した条例にしようとするため、この二つの条例を廃止し、あらたに表記の条例を制定しようとするものでございます。

そういうことでございまして、指定管理者制度の部分を除けば、旧来の条例を二つを一つにしたということでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の条例改正、これは今までの委託、直接委託、指定管理という格好で両方とれるという格好での条例改正という説明がありますので、若干聞いときたいと思いますが、今現在、別に直営委託で基本的には問題がない。観光協会への委託関係で、別に問題はないという状況と思われるが、どう考え、今の条例の中で。

もし、指定管理が発生した場合、この条例でいくと、指定管理料の基礎になる部分は別ですが、実際的に使用料等が入ってくる、その流れはどういうふうになるのか、この条例上です。変更があれば、ちょっと聞いちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 現在、ふるさと館につきましては、補足説明を助役がいたしましたとおり、周防大島町観光協会に業務委託しております。使用料等も観光協会に入るわけなんです。この直営または指定管理者制度、どちらにも移行できるという、この条例改正なんですが、これにつきましては、観光協会と町との連携につきましては、大変密着な関係にあります。観光行政を発展させるためには、町の方もお手伝いをしなきゃいけないところがありますので、現在このふるさと館を観光協会が業務委託しておりますが、これを指定管理者になりますと、町の方が手出しができないところがございます。

ただ、将来的にこのふるさと館を観光協会が業務委託しない、この建物のほかのところ例えば移転したりしたときには、指定管理者制度を導入できるということになりますので、その辺の

将来的なことを踏まえたもので条例改正したものでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もう一点は、あの条文の中に抽象的にならざるを得んのですが、指定管理者の管理の部分で、先ほど字句上のことでありますが、町長のみが行うことのできる権限に関する事務を除くという書き方をすると、町長の権限、町長のみが行う権限は何を指すのかということになります。そうすると、基本的には利用料等になるのかどうなのか、若干町長のみが行える権限の範囲について、それを除くということになりますから、町長のみで行う権限ということは、どういうところを指すのか、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中原商工観光課長。

商工観光課長（中原 忍君） 町長のみが行える権限というのは、指定管理上におきまして、特に使用料を滞納するとか、その徴収を町長がしなくてはいけないということになっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 使用料等については、使用時に支払うというのが原則であって、使用料が滞納になる場合というのは、具体的に起こり得る、今までも使用料が滞納ということは、実際に起こりよるんですか、実態としてです。ここの場合の使用。

議長（新山 玄雄君） 中原商工観光課長。

商工観光課長（中原 忍君） 現在のところは起きておりません。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第11号周防大島町久賀ふるさと館設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第21・議案第12号

議長（新山 玄雄君） 日程第21、議案第12号周防大島町立老人憩の家条例の廃止について

を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第 12 号周防大島町立老人憩の家条例の廃止について、補足説明を申し上げます。

現在、周防大島町内には多数の老人憩の家が設置されておりますが、そのほとんどは地元の自治会等が管理運営を行っております。橘地区におきましても、日良居老人憩の家を除く 6 施設につきましては、地元自治会に周防大島町立老人憩の家条例及び管理規則に基づき、管理運営をお願いいたしておりますが、現在は地区の集会施設としての使用が主なものになってきております。既に、建設当初の目的は十分達成されており、現状にも合わないということになっておりますため、また、建設された当時の経緯等もありまして、今後は地元自治会へ無償で貸与または譲渡を行い、引き続き地区の集会所として、また老人憩の家としても、地元で管理運営を行っていただきたいと思っております。条例はありましたものの、実態的には地元で管理運営を行っておるといのが実態でございます。

なお、残る日良居老人憩の家につきましては、これは議案第 18 号と関連いたしますが、コミュニティ施設への移行を考えておりまして、それらを含めましてから、本条例を廃止しようとするものでございます。

日良居老人憩の家につきましては、後ほど議案第 18 号で御説明いたしますが、これは他の老人憩の家と違いまして、旧日良居村の役場があったところの町有地に今、建っておるということでございまして、これは今までも町が直営的に管理をいたしておったものでございます。それで、今現在も町が直営的に日良居出張所で管理をしながら、実際に利用はその地域の皆さん方が利用しているという形でございます。

そういうことでございまして、老人憩の家条例を廃止し、一部は地域の管理に、一部はコミュニティ施設への移行ということにしたいと考えて、提案をさせていただいております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 12 号周防大島町立老人憩の

家条例の廃止について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第 2 2 . 議案第 1 3 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 2、議案第 1 3 号周防大島町総合計画策定審議会条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第 1 3 号周防大島町総合計画策定審議会条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

このたびの改正は、行政改革の一環といたしまして、本年 4 月 1 日付で周防大島町行政組織条例施行規則の改正を行いました。従来の総合政策課を企画課に統合し、「政策企画課」と改称いたしましたことに伴いまして、周防大島町総合計画策定審議会条例第 8 条を議案のとおり改正しようとするものでございます。

したがいまして、この条例は附則におきまして、本年 4 月 1 日に遡及して適用しようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 1 3 号周防大島町総合計画策定審議会条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第 2 3 . 議案第 1 4 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 3、議案第 1 4 号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第14号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

このたびの改正は、周防大島町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づきまして、平成19年度から公募による指定管理者制度へ移行するため、公の施設の管理を行う指定管理者の選定を、利害関係のない外部委員により公平かつ適正に実施することにかんがみまして、周防大島町報酬及び費用弁償条例の別表第1に指定管理者選定委員会委員を加えまして、日額報酬としてそれぞれ5,000円を支給しようとするものでございます。

なお、この条例は平成18年7月1日から施行しようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 先ほどから補正の中でも、7件程度ということで報告がありました。そして、今回新たに条例を設置するわけなんですけど、いわゆる利害関係という点からいえば、今までとはもっともっと幅広く委員の公募という形態が起こるんじゃないかというふうに思うんです。例えば、利害関係の起こらない委員を審議会委員にすると。ごめんなさい。指定管理者選定委員会委員にすることになりますと、例えば利害関係というのは、七つあれば七つそれぞれ委員の選任が発生すると思うんです。そういう考え方でよしいのかどうなのか。その都度、公募という考え方、公募じゃなしに委員の選任になるという考え方でいいのかどうなのか。その都度という考え方で。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 公募する施設に関して、それぞれの選定委員会というのを組織するということであります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） ですから、基本的には関係ある委員は入らないと。関係ある委員といいますか、公募に応じる団体とその委員は、関係が起こらない人を選任しちよるんだよという考え方ということでよからうかというふうに思いますが。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） そのとおりであります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 当然、選定委員については公表しないというように理解していいですか。公表するんですか。するの。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 公募された後の公募委員会の内容につきましては、選定の経緯まで含めて公表する予定になっております。委員も当然です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第14号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第24・議案第15号

議長（新山 玄雄君） 日程第24、議案第15号周防大島町介護保険条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第15号周防大島町介護保険条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、介護保険料減免についての規定を改正するために、周防大島町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

第11条は、保険料の減免について規定したものでございます。介護保険法第63条に、監獄・労務所、その他これらに準ずる施設に拘禁された者については、その期間にかかる介護給付等を行わないとの規定がございまして、介護給付等を行わない期間については、介護保険料も賦課しないことが適当であることから、改正案で第5号として、「前4条のほか特別の事情がある者」というものを追加しようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、これはもうええことだというふうに思いますが、その中身が例えばこの条例を見てわかるように、災害、11条の1で災害でしよう、2で実際的に

は入院等の所得の変動、3で失業等が入ります。4でその他に類する著しく減少した所得の減少と。ここで言う4号のほか特別の事情ちゅうんが、ある程度執行部は持つと思うんです。何を考えとるのか、報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 当条例の当初制定時に、これは準則に基づいて制定したわけですが、そのとき準則には、特別の事情がある者という項目がなかったわけですが、ほかの税条例とか見ますと、すべてこの条項が入っているわけです。これは、先ほども補足説明申し上げたとおり、監獄、労役所、その他これらに準じる施設に拘禁された者には、介護給付等を行わないから、そこへ保険料を賦課するのもおかしいのではないかとということで、この条項で賦課をしないということで制定をされたと したいと思っております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第15号周防大島町介護保険条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25・議案第16号

議長（新山 玄雄君） 日程第25、議案第16号周防大島町市民農園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第16号周防大島町市民農園の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、市民農園ガルデンヴィラ大島の使用料につきまして、従来の滞在型体験農園及び共同農園の使用料に加えまして、共同施設の使用料を徴収するため、条例中の別表第2に共同施設使用料1万2,600円を加えるものでございます。

なお、共同施設とは、給水施設及び污水处理施設、その他共同作業に使用する作業用農機具等が該当するものでございます。徴収する使用料は、これらの共同施設の維持管理の経費に充当し

たいというふうに考えております。

以上で補足説明終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 旧条例の中で、実際的には給水、いわゆる水道とか 水道料金とか、電気とか、そういうのを取ってなかったから、新たに共同、いわゆる共同施設として取りますよということなんですが、基本的には、こういうものはもう基本的には個々設置ですよ。実際的には個々設置、個々設置ですが、実際的に今回共同使用料というふうにするというのは、逆にいえば、例えば新たな設置費用がかかるからという考え方なのかどうなのか聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 共同設置につきましては、実際には電気料、水道料等、これがかかっておりました。これが実績といたしまして月に1万3,000円かかっておりましたので、これを共同施設の使用料として、これぐらいは応分の負担をしていただくじゃないかということで、これを基本にいたしまして、12棟ございますので、これを1万3,000円を12で割って、月に1棟当たり約1,050円かかります。これの12カ月分、1年分ということで1万2,600円、応分を負担していただくということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第16号周防大島町市民農園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26・議案第17号

議長（新山 玄雄君） 日程第26、議案第17号周防大島町商工業者特別融資に関する条例の

一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第17号周防大島町商工業者特別融資に関する条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

商工業者特別融資制度は、町内で商工業を営まれる方に対しまして、設備、運転資金の融資を目的として、限度額300万円、償還年数3年、保証料率1.02%で運用してまいりましたが、このたび、国の融資制度に係る抜本的な見直しに伴いまして、保証料率を初め、制度の全面的な改正がなされることとなりました。

主な内容といたしましては、従来一律でありました保証料率を借り入れ希望者の経営状況に応じて9段階まで細分化するとともに、町並びに信用保証協会がそれぞれ一定の保証料率を補てんするものでございます。また、本制度の運営に先立ちまして、町と保証協会が保証に関する契約を締結することとなりますが、当該契約書中の融資金額が回収不能となった場合に1割を限度として町が損失補てんするという条項がございますが、このたびの改正とあわせて任意条項へ変更となりました。

本町におきましては、今日に至るまで融資制度が適正に運営されておりましたことから、これに伴う償還実績も着実に推移を遂げており、あわせて損失補てんの実績も皆無でありまして、このたびの改正に伴いまして、本制度に係る町の損失補償を廃止することが適当であるというふうにお考えですので、周防大島町商工業者特別融資に関する条例の第7条損失補償の条項を削除する一部改正条例を上程するものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） この7条の件ですが、今助役の方の補足説明を聞くと、今までは7条で1割を限度として町が、いわゆる回収不能になったものについては、いわゆる補てんしておったよと。しかし、今度は任意条項になったという言い方でしたか。だから、あの条例上必要ないという言い方で補足説明されたというふう思うんですが、実際的に、そうすると例えば、今後、いわゆるこの条文がなかっても、そういう損失補てん分は何かで行うと。いわゆる任意条例か何か、もとの条例が何かわかりませんが、それが、全くなくなるのか。ちょっとわかりにくいんです。ちょっと質問しておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） この融資制度につきましては、まず、この本制度の運営にいたしましては、町と保証協会、これが保証に関する契約を締結することになります。

先ほど補足説明がありましたように、任意条項となりましたので、この契約に関する締結につきましては、今後は町としては補てんはする必要がないという契約になります。その理由といたしましても、先ほど補足説明がありましたように、実績として着実に推移を遂げておるということと、補てんの実績もないということでございます。参考までに、17年度の実績が融資は1件でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第17号周防大島町商工業者特別融資に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27・議案第18号

議長（新山 玄雄君） 日程第27、議案第18号周防大島町コミュニティ施設設置条例の全部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第18号でございます。周防大島町コミュニティ施設設置条例の全部改正につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、既に周防大島町コミュニティ施設設置条例に規定しております3施設と油宇及び小泊地区の2集会施設、また日良居老人の憩の家むつみ荘の計6施設を周防大島町コミュニティ施設として管理するため、条例の全部改正を行おうとするものでございます。御承知のように、地方自治法改正にされまして、公の施設の管理について検討を進めてきたところでございますが、コミュニティ施設の利用目的や管理、形態、そして実情を考慮し、この6施設を本条例のコミュニティ施設として条例整備をすることが適当であると判断いたしまして、条例の全部改正の提案をさせていただきます。

改正点は、第2条の名称及び位置について油宇集会施設、小泊集会施設及びむつみ荘を新たに追加いたしました。また、改正前の条例第4条の使用料につきましては、これらの施設が地区の自治会の管理で地域住民の方々の限定的な利用という実態からいたしまして、これらの実態的に

はそういう利用がなされております。これからの指定管理者制度の意向等勘案いたしまして、使用料等の定めにつきましては削除することとし、今後はこれらの施設の役割が地区の利用に十分果たせるように利用料金という形にいたしまして、地域と協議をし、協定を結ぶ等の協議を進めていきたいというふうを考えておるわけでございます。

以上で補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第18号周防大島町コミュニティ施設設置条例の全部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28．議案第19号

議長（新山 玄雄君） 日程第28、議案第19号周防大島町立ウインドパークの設置及び管理に関する条例の全部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第19号周防大島町立ウインドパークの設置及び管理に関する条例の全部改正につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律によりまして、公の施設の管理につきまして、従来の委託制度から指定管理者制度へと移行するということとなりました。これに伴いまして、公の施設の管理につきましては、指定管理者による管理か、あるいは直営による管理かと、どちらかを選択するという必要が生じております。

当該施設におきましても、将来を見据え条例の整備をするものでございます。この条例整備に伴いまして、今後、町管理、または指定管理者による管理のいずれにも対応できる条例とするため、第3条の施設、第4条の事業の追加、また第12条から第16条により、町直営管理並びに指定管理者の管理のいずれにおいても管理を行うことが可能となるような読みかえ規定等の規定

の整備を行うとともに、条文全体にわたりまして、町の権限、指定管理者の業務の範囲を明確化させるため、大幅な改正が必要となってきたわけでございますが、条例の全部改正ということになったわけでございます。

なお、現在当施設につきましては、町直営で管理運営をいたしておりますが、これは指定管理者制度の導入はどうかということがあるわけでございますが、既存の厨房施設の賃貸契約が平成20年9月30日まで締結されておりますので、今後、この直営での経営管理改善を図りながら、既存の厨房施設の賃貸借契約者との契約も考慮しながら、この契約が終了後に指定管理者制度への導入等を検討したいというふうに思っております。

以上で補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 確認しておきたいんですが、今補足説明を聞くと、20年9月30日までは基本的には委託管理契約があると、いわゆる厨房部分といいますか、その部分についてはあるということだそうですが、実際的に、仮にこの条例のもとで指定管理制度に移行したとしても、その後例えば仮に公募という格好になったとしても、実際的には、今の別表7条関係については、いわゆる使用料等については、あくまで町長の決定権という考え方で、確認ですが、よろしいかというふうに思いますが。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 仰せのとおりでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第19号周防大島町立ウインドパークの設置及び管理に関する条例の全部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 29 . 議案第 20 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 29、議案第 20 号竜崎温泉潮風の湯設置及び管理に関する条例の全部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第 20 号竜崎温泉潮風の湯設置及び管理に関する条例の全部改正につきまして補足説明を申し上げます。

議案第 19 号と同じ理由でございますが、地方自治法の改正によりまして指定管理者制度が導入されるということになりました。町直営による現在の管理か、または指定管理者による管理かということを選択できるということになってまいりましたので、当該施設においても、利用目的や管理形態、そして管理の実情を考慮いたしまして施設としての条例整備をするものでございます。

この条例整備に伴いまして、今後、町管理、または指定管理者による管理の代行をいずれにも対応できる条例とするため、第 3 条の施設、第 4 条の事業の追加、また第 13 条から第 17 条までの条文により、町直営管理並びに指定管理者の管理のいずれにおいても管理を行うことが可能となるように読みかえ等の規定を行うとともに、条文全体にわたりまして、町の権限、指定管理者の業務の範囲を明確化させるため、大幅な改正となり、全部の改正をするということになったものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。広田議員。

議員（16 番 広田 清晴君） 合併前から、いろんなここの活用、また使用料等については議論がありました。それで、実際的にその、いわゆるプール部分といいますか 部分についても議論してきました。それで、基本的にはかなり多額の、いわゆる費用をかけて新たな追加という格好で条例等が設置されてきたというふうに思いますが、いわゆるプール部分の使用について、実際的に基準的なものの料金についてはどのように設定してきたのかというのがもう一件聞いておきたいというふうに思いますが。いわゆる今まで、例えばこの本会議においても実際的にはふる部分についても引き下げてほしいという要望がかなり出ると思いますが、議会の中からも、実際的に。この間、3 回、4 回ぐらい条例改正したというふうに思いますが、実際的には利用料については引き下げてほしいという声も上がっておりました。

それで、実際今度新たな施設として新しく出発するわけなんですけど、併設利用というのも基本的には考えていく範疇じゃないかというふうに思うんですよ。ただ単に、プールはプール、ふるはふるという部分でいくのかどうなのか。実際的にはプール部分、いわゆるケアの部分といいま

すか、そういう部分と、いわゆる併設について考えるならば、一定程度引き下げて運用ちゅうのも当然考慮されたんではないかというふうに思いますが、ちょっとその辺ところで、今まで検討の状況あったら、その結果としてこういう料金設定ということなのかどうなのかも含めて聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今の御質問は、プールと温泉とを同時に利用した場合にはどうなのかという御質問だろうと思います。以前、プールの料金設定をする条例改正のときにも同じような御質問があったんじゃないかと思いますが、実はまだプールはオープンしてない状況でございまして、どのぐらい実際に利用者があるものか。またそのどのぐらいというのは、プールと温泉とを同時に利用するお客さんがどれぐらいおられるのかということがまだ把握できておりません。

そういうことの中で、そういう声があるということもお聞きいたしておりますが、実際にプールと温泉を両方利用する方が非常に多いということになれば、やはりそういうふうなことにも考慮しなければならぬというふうに思っておりますが、済いません、まだオープンしておりませんので、オープンしてからの議論にさせていただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 年末年始はプールを休館日とするとありますけども、この理由は何ですか。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 特に大きな理由はないんですが、年末年始には利用は、プールの方の利用は少ないんじゃないかということで閉館したいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） じゃあ、実態として利用の要望があればやるということですか。じゃ、逆にあけてなかったら、条例を改正するちゅう方がええんじゃないですか。浴場の方は休みないわけです、月曜だけでしょ。同じにしとってね。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 実はプールにつきましては、監視員を2名置くようにしておりますので、年末年始あけますと、また監視員の費用も要るということですので、経費節減ということで今回そういうことをさせていただきました。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第20号竜崎温泉潮風の湯設置及び管理に関する条例の全部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第21号

議長（新山 玄雄君） 日程第30、議案第21号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第21号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、周防大島地町過疎地域自立促進計画後期の変更にあたりまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項に基づきまして、本議会の議決をお願いするものでございます。その内容につきましては、既に整備され供用開始しております浮島漁業集落排水施設について、ポンプ施設の老朽化が激しく、計画的に更新をするため、過疎計画への追加をしようとするものでございます。

以上で補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） どちらにしても、この21と22は一緒の関係というふうに思いますが、実際的に新たに追加したということについては、いわゆる中身としてはポンプの設置が基本的部分と、いわゆるポンプ設置が基本的部分で、後は、実際的には7,000万円ぐらいですよね。排水施設。7,000万円ぐらいが基本的には過疎と辺地とする事業という格好になるかというふうに思いますが、実際的にこれにあたる部分については、この7,000万円というのは、あくまで先ほど説明があった18基のポンプ改善を含めてですが、ほとんどその部分という考え方なのか、それとも老朽施設になるものなのか。その辺はどういうふうにちょっととらえときゃいいのかちょっと聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） ただいまの広田議員さん御質問ですが、先ほど若干補正予算のときに、ポンプが18基ございまして、今年度2基の設置ということを申し上げました。残りが、ですから18年度、16基残るわけでございます。その残の16基分及び現在いろんな異常が発生した場合の通報装置がございます。その通報装置が約1,500万円程度見込んでおります。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第21号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31．議案第22号

議長（新山 玄雄君） 日程第31、議案第22号周防大島町辺地総合整備計画の変更についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第22号周防大島町辺地総合整備計画の変更につきまして補足説明を申し上げます。

議案書の79ページでございますが、比較表が81ページにございますので、ごらんいただきたいと思っております。本案は、周防大島町辺地総合整備計画の変更に当たりまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第5項の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、渡船施設につきましては、浮島航路の日前発着場に待合所を設置しようとするもので、本年3月に過疎計画の変更承認をいただいた事業でございます。当初は、事業規模から辺地債の充当は難しいという状況にございましたが、このたび漁業集落排水施設事業とあわせれば該当が可能ということになるため、事業追加をすることといたしたものでございます。

また、漁業集落排水施設につきましては、議案第21号過疎計画の変更と同様で老朽化によるポンプ施設の更新に伴うものでございまして、先ほどの御質問にもありましたが、上限を

7,000万円としておるものでございます。

以上で補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的な浮島辺地計画がなんですが、人口、面積、これ一番直近の人口ということでよろしいのか。世帯数なんかも報告できれば、報告をしとっていただきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中野政策企画課長。

政策企画課長（中野 守雄君） 辺地につきましては、人口が50人以上ということでございますが、最新のちょっと人口は後ほど、お願いいたします。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第22号周防大島町辺地総合整備計画の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32・議案第23号

議長（新山 玄雄君） 日程第32、議案第23号町営土地改良事業の変更についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第23号町営土地改良事業の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、土地改良法第96条の3第1項の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございまして、ため池等整備事業の順歩田地区の事業費について、当初計画において3,000トンで30万円であったものが2,525万円に変更となりました。変更額が1割を超えた減額となったことによるものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第23号町営土地改良事業の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33・議案第24号

議長（新山 玄雄君） 日程第33、議案第24号大島斎場建設用地造成工事の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第24号大島斎場建設用地造成工事の請負変更契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、大島斎場建設用地造成工事の請負契約を平成17年12月21日、ユタカ工業株式会社と締結をいたしておるものでございますが、設計では、掘削工を南岸にという土出で発注をいたしておりましたが、現場掘削の結果、礫質土であったということでございまして設計変更するものでございます。

また駐車場用地におきまして、石積み工のコンクリートダストということで設計をいたしておりましたが、より経済的な張りブロックへ設計変更するというものでございまして、以上2点が主な変更理由でございまして、現契約9,324万円から1,746万3,600円を減額いたしました7,577万6,400円の請負契約を締結しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 2 4 号大島斎場建設用地造成工事の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 4 . 議案第 2 5 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 3 4、議案第 2 5 号大島斎場建設火葬炉設備設置工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第 2 5 号で、大島斎場建設火葬炉設備設置工事の請負契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、大島斎場建設火葬炉設備設置工事の請負契約の締結につきまして、議会の御議決をお願いするものでございますが、火葬炉につきましては、合併前の平成 1 6 年度に旧大島町において製造メーカー 3 社、太陽築炉、宮本工業、藤井建設工業という業者でございましたが、これを火葬炉選定のためのヒアリングを実施し、性能、価格、設置後のメンテナンスの経費、緊急時の対応体制等をヒアリングを行っております。その結果設備管理の状況や不具合故障の状況と、それらに対するメーカーの対応についてのヒアリングの結果、最もすぐれた性能と最も低い価格を提案し、設置後のメンテナンス経費、緊急時の対応体制等もすぐれておりました株式会社宮本工業所を火葬炉設置メーカーとして選定したわけでございます。

したがいまして、株式会社宮本工業所と地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号によりまして随意契約として大島斎場建設火葬炉設備設置工事の契約を 6, 3 8 0 万円に消費税を加えました 6, 6 9 9 万円で締結しようとするものでございます。

工事の主な内容でございますが、炉設備 2 基、燃焼装置 2 基、公害防止設備、排ガス冷却設備でございますが、これが 2 基、バブフィルター 1 基、電気計装設備、炉操作盤の 2 面でございますが、これと非常用自家発電装置 1 基、これが主なものでございます。工事の完成は 1 9 年 2 月 2 8 日を予定をいたしております。

何とぞ慎重に御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、随契で契約ということになります。地方自治法上随契に適する理由というのがあります。その理由として、今助役の方が、いわゆる旧大島町時代の、いわゆるヒアリングの結果という言い方をしました。それで、せっかくですから、今回随意契約になるわけですから、やっぱりどういう利点があったという点できちっと報告しちよく方がいいんじゃないかと。いわゆるどことどことどこと業者を呼んだんですかね。（発言する者あり）（「今、言うたよ」と呼ぶ者あり）いやいや、具体的、具体的に。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 今、助役の補足説明でございましたように、3社によるヒアリングを実施したわけです。このヒアリング項目につきましては、25項目だったか、26項目だったと思います。その中の主なものについて今助役の方から言いましたように、価格面もでございます。後の近県と申しますか、全国的な事業実績と近県における事業実績及び中四国の事業実績、そういった事業実績も加味しております。と同時に、それに伴い緊急時の初動体制と申しますか、のメンテ関係が一番重点としてとらえた3項目でございました。

しかしながら、ヒアリングの項目については、二十五か六項目でございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。いいですか。ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 人間の死亡率は100%といえますので、いずれ世話にならんやあいけんわけですが、ここの炉の燃焼装置といいますが、何で焼くのか、電気なんか、灯油なんか、ちょっとその辺。

それと、いわゆる先ほど説明ありましたこの平面図見てますと、ここの炉の部分だけというふうにとらえていいわけですね、今回のこの議案は。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 炉2基の設置工事でございます。それに伴う炉の、要するに燃焼については灯油を予定しておりますが、と同時に環境基準をクリアするために排煙関係の、排煙と申しますか、外へ出す段階での2次燃焼室からの装置とか、炉装置の中一体として考えておりますが、先ほど主な工事として助役が御説明申し上げたとおりでございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第25号大島斎場建設火葬炉設備

設置工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。もう一ついきます。

日程第35・議案第26号

議長（新山 玄雄君） 日程第35、議案第26号周防大島町東和庁舎及び星野哲郎記念館建設工事（建築工事）の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第26号周防大島町東和庁舎及び星野哲郎記念館建設工事のうちの建築工事でございますが、請負契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

周防大島町東和庁舎及び星野哲郎記念館建設工事のうちの建築工事につきましては、去る6月1日に2社で構成される5つの共同企業体による指名競争入札を行い、1企業体は辞退をいたしました。入札の結果、3億3,300万円で、消費税及び地方消費税を加えた3億4,965万円で井森工業、白木産業特定建設工事共同企業体が落札をいたしました。この入札会は、本町初の郵便入札制度を採用したものでございます。

建物の概要につきましては、延べ床面積854.19平方メートル、一部鉄骨づくり、平屋建ての建物であり、周防大島文化交流センターに隣接する東和地区平野の公有水面埋め立て地に建設するものでございます。参考までに、工期は平成19年6月30日までを予定いたしております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） こういった企業体を組んでの入札の場合、そういう仲間というか、企業体を組んで入札に入ってくれというのか。それとも発注側がお宅はどこと組んでという。それはどうなんですか。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） それではお答えいたします。

共同企業体を組む場合には、今はAとか、Bとか、両方私どもが指定して組ますものではありません。

それで、どういうふうに行うかと申しますと、今回の場合でありましたら、工事の概要、入札参加資格、あるいは入札参加資格の審査、入札書の提出等をまず告示します。それで、告示をし

たら、その条件の中で主たる代表者、企業体の代表者は経営審査の総合評定値が何点以上、今回の場合は950点以上の岩国、柳井、周南、防府山口土木事務所が所管する市町村に主たる営業所、これは本社ですね、主たる営業所を有してあることをまず代表の方にはそれが一つの条件になってます。

次に、その代表者以外、今回は2組ですから、代表者以外につきましては、主たる営業所を本町に有するというので、それでなおかつ総合評定値が800点以上の特点建設業者ということになりますので、その中の有資格者がどういうふうな組み合わせするんかわかりませんが、それで組み合わせたものを私どもの方へ申請をしてみたいです。それで、私たちは、その申請があった、今回5業者なんですけれども、それをその条件にあっているかどうかというのを審査いたしまして、それでそれぞれの企業が組んできたものが、私たちに申請来て、それがあったものを、申請があったものを審査して今回の5業者を指名したと。これが公募型指名競争入札ということになったと。よろしいでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今回初めて今公募型と、それから郵便入札という初めての試みだそうなんですけども、いわゆる企業体と組むのは、もちろんそれはもう常識という話もありました。それはこちらからどこと組みなさいちゅうのはないと思います。それは企業が探すわけですけども、ということは、探すということは、お互いに連絡を取り合って、お互い組みませんかというような連絡取り合うわけでしょう。（「そうです」と呼ぶ者あり）ということ、そのどこか、参加するかせんかはわかるわけじゃないですか、要は。いわゆるね。わかって（発言する者あり）うん、だから、わかるんなら、いかにも新しい制度だといっても従来と何らかわりはないんじゃないか、やり方。わかってしまえばですよ、要は。入札に参加する企業は。企業同士にはわかるわけでしょう、要は。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） ちょっと、今の質問なんですけど、企業同士がわかるかわからないかというのは、例えば、今課長が説明しました主たる業者、例えば頭とひもというふうに簡単に言いましたら、頭の方は、例えば県内の先ほど言いました各土木事務所管内の市町村に主たる営業所を有する1,000点以上の業者さんが対象になりますよと。ひもの方、要するに主たるでない方については、町内に営業所があって、なおかつ800点以上ですよということですから、その800点以上の業者さんがだれとだれかというのは、当然その業者さんはわかっておりますし、今既に経営事項審査の総合点数は公表されておりますので、それらの中から周防大島町の中の800点以上はだれとだれかというのはわかりますので、それは当然、だれがどこへもってから声をかけるかというのはわかりませんが、当然、お互いが、例えばAさんどうですか、Bさんど

うですか、Cさんどうですか、私と一緒に共同企業体組みませんかというのは当然あるんじゃないかと思います。

ただ、それがあからといて、例えばそれが談合になるということではなくて、それは今度は結成されたそのAとB、CとDと、EとFと、こういうふうになったものが結成届として周防大島町の方に提出されます。それを指名審査会の中で審査して条件にあっているかどうかを指名審査するわけで、それにあったものを再度共同企業体として指名をするわけでございますから、それはそのまでにだれとだれとが結成されるとかという中身については、私たちには全くわかりませんし、ただ初めから決まってるというものでもないということでございます。条件にあったものはお互いが調べればそれはすぐにわかるということでございますが、その中からお互いが条件のあったものをお互いが結んでということでございます。

だから、両方の業者数が同じでないわけですから、例えば町内に800点以上の特定建設業を持っている建築業者さんが5社しか仮にいなかったとしたら、それ以上の結成はできないということになるわけでございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 要は、事前に、だからわかろうと思えばわかるということですよね。

それで、もう一つお聞きしますけども、事前に審査の段階では、じゃあこの入札をされた5企業体以上に応募というかがあったということですね、じゃ。なかった。これしかなかったちゅうこと、応募も。（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 結成届が出た業者を、再度その結成された共同企業体を対象に指名審査をするわけでございまして、今回の場合は5つ結成された企業体が結成届を出されました。その5つを審査した結果、当初公募した条件にあっておりますので、それを指名したということでございます。だから、これが例えば6社、六つか七つあったうちだったら、5つを選ぶということも当然その審査会の中ではやりますが、今回の場合は5つあったものを5つ指名したということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回議案と上がっております周防大島町東和庁舎及び星野哲郎記念館建設工事（建築工事）の請負契約の締結についての議案に、反対の立場を明確にしておき

たいというふうに思います。といいますのが、私はずっと予算のときに議論してきたわけなんです、町長の方は、合併前の旧町からの引き継ぎであるから、これはどうしてもやらんやいけん事業だというふうに言うてきました。しかし、実態としてどうなのか。今の財政の状況、いわゆるどうなのかという点であります。基本的には、私は仮に合併協議を議論した、いわゆる中身であっても、私は仮にそれが将来的に財政負担になるものなら、私は積極的に取りやめてええというふうに考えております。

その意味で時々出てくるのが、先ほど議決された火葬場とよく議論がごっちゃになります。例えば、火葬場の建設というのは基本的には地方自治法にのっとり、地方自治体が基本的には行う事業であります。しかし、いわゆる記念館建設というふうなものについては、これはひとつも地方自治体がやらなければならない事業じゃありません。ですから、一定程度縮小したといえ将来的にはかなり負担はかかってくると。今、ことしの予算のみで明らかのように、実際的には住民に対してはかなりの負担増が出ております。一方で、こういう地方自治法上全く必要のない箱物は、私はつくるべきではないという立場であります。ですから、そういう立場を明確にして、今回の件については反対の立場を明確にしておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第26号周防大島町東和庁舎及び星野哲郎記念館建設工事（建築工事）の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

先ほど広田議員さんの質疑に対する答弁、中野政策企画課長。答弁させますので。中野政策企画課長。

政策企画課長（中野 守雄君） 先ほどの人口、世帯でございますが、浮島の人口272人、世帯117戸でございます。

議長（新山 玄雄君） お諮りいたします。3時から全員協議会となっておりますので、本日の会議はこれにて延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、本案はこれにて延会することに可決されました。

本日は、これにて延会いたします。次の議会は、明日、6月16日、午前9時30分から開きます。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。一同、礼。

午後2時38分延会